環境報告書 2023

── 環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場を目指して **─**

3年ぶりに地域交流事業「たまかんフェスタ」を開催しました!





多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

<u>目 次</u>

																							\sim	一 🤇
	私た	こち の	の取	ソ り:	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第1章	直	事業	概要	5																				
	1	施	設の	あ	ら	まし		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	2	環	境保	全	二 ;	ス	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
	3	私	たち	5のi	組織	哉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第2章	ī 13	環境	にこ	ひい	て	のI	取	りi	組	み														
	1	環	境广	勭	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	2	環	境負	荷	<u>(</u>	单组	Ŧ.	芰、		推	移)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	3	環	境対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	30
	4	発	電・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	10
	5	熱	の供	쐶	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	10
	6	環	境負	荷	を	咸 i	5	đ]	取	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
	7	環	境活	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	13
	8	安:	全律	j生	な	سر	カI	収	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	15
	9	ф!	期紹	営	ātī	画	ン: -:	ジ	3	ン	2	0	2	2	に	つ	い	て	•	•	•	•	4	١7
第3章	<u> </u>	בכ	ュニ	-ケ	<u>_</u> ;	ショ	;	ン																
	1	環	境情	報	<i>ත</i> 2	公園	荆	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	19
	2	環	境に	関	-ل	7	令	せ	5	れ	た	意	見	•	要	望	等	•	•	•	•	•	5	0
	3	施	設の)見:	学	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	51
	4	社:	会的	活	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	52
	5	多	奪二	בב	- <u> </u>	פי):	ン}	環	境	組	合	の	事	業	<u></u>	あ	ゆ	み	•	•	•	5	8
巻末資	张河																							
己小男	•	案	内区	3. i	編	集	• 🛓	発	汀	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
	•	ア	ンク	г—	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	80

私たちの取り組み

多摩ニュータウン環境組合は、多摩地域の清掃工場として初めて、平成 15 年 3 月に ISO14OO1 の認証を取得して以来、環境組合及び関係者が一丸となって、「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現を目指し、環境マネジメントシステムの効率的運用と継続的改善を推進してきました。

近年、気候危機が広く認識されるようになり、環境への負荷の低減に向けた取り組みが 強化されています。清掃工場においても、安全で安定したごみ処理を行うことに加え、新 たな取り組みが求められています。

多摩清掃工場ではごみを焼却して得たエネルギーを電気や温水に変えて活用してきましたが、令和4年4月から新たな仕組みによる発電余剰電力を活用した電力地産地消事業を開始しました。現在は、多摩清掃工場が立地する多摩市の公共施設45か所に電力を供給していますが、将来的には八王子市、町田市の公共施設へも電力を供給することを目指しています。

多摩ニュータウン環境組合は、今後も環境負荷を減らす取り組みを継続し、貴重な最終 処分場を次世代に引き継ぐための役割を果たすとともに、最大限資源化に取り組むことで 持続可能な循環型社会の形成に寄与できるように努めてまいります。



《見学者説明室にある実物大ごみクレーンの模型》

令和5年10月 多摩ニュータウン環境組合 事務局長 小林 弘官

ー緒に写っているのは 広報担当特別スタッフ タマちゃん

報告する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

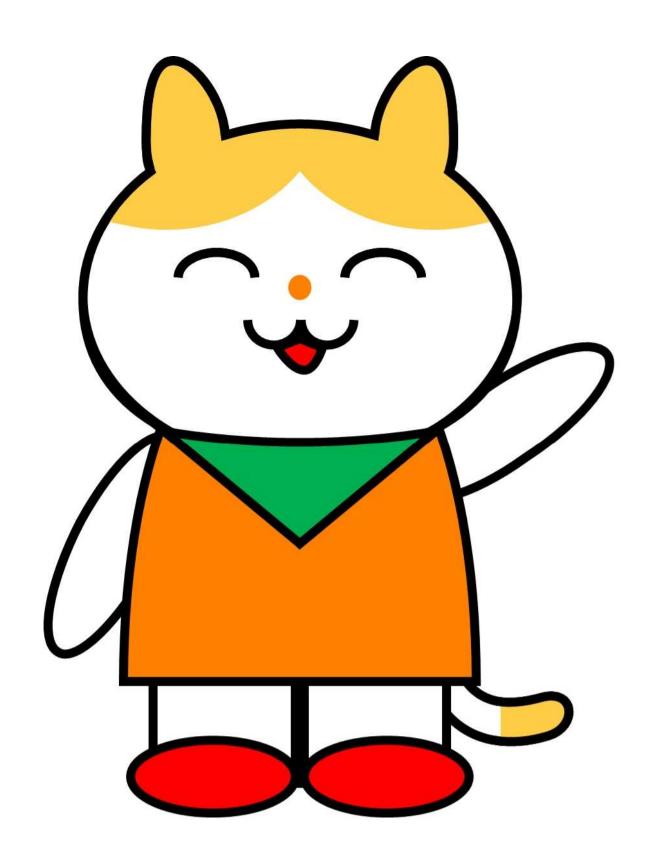
▲ 準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」東京都環境局 「環境報告ガイドライン 2018年度版」平成30年6月 環境省

♣ 報告対象分野

環境的側面•社会的側面

第1章 事業概要



1. 施設のあらまし

多摩ニュータウン環境組合は、八王子市及び町田市の一部の区域並びに多摩市全域のごみ 処理等を目的に設立された特別地方公共団体(一部事務組合)です。

多摩清掃工場は、地元地域にお住いの方々のご理解とご協力により昭和 48 年から稼動しました。現在の施設は2期施設として、平成10年に可燃ごみを処理する「焼却棟」を、平成14年には不燃ごみ、粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理棟」を建設し、以来、効果的な余熱の有効利用や資源化等ができる施設として、周辺環境や公害防止を最優先に、環境啓発施設を併設した環境にやさしい中間処理施設として稼働を続けています。

施設の概要



名 称:多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

所 在 地:東京都多摩市唐木田二丁目1番地1

敷地面積:約35,600m²

構成施設:管理棟、焼却棟、不燃・粗大ごみ処理棟、リサイクルセンター

■ 管理棟

工期: 着工平成12年2月竣工平成14年3月

建築構造:鉄骨造(地上3階)

建築面積:約840m2延床面積:約2,500m2

■ 焼却棟

工 期: 着工 平成6年7月 竣工 平成10年3月(その1)

平成 14年3月(その2)

建築構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 (地下1階・地上6階)

建築面積:約6,400m² 延床面積:約17,500m²

処理能力:400 t/日(200 t/日•炉×2炉)

発電能力: 8,000kW

■ 不燃・粗大ごみ処理棟

工 期: 着工 平成 11 年 7 月 竣工 平成 14 年 3 月

建築構造:鉄筋コンクリート造(一部 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造)

(地下1階・地上5階)

建築面積:約4,500m² 延床面積:約12,400m²

処理能力:90 t /5h(不燃系:40 t /5h×2系列 粗大系:5 t /5h×2系列)

■ リサイクルセンター

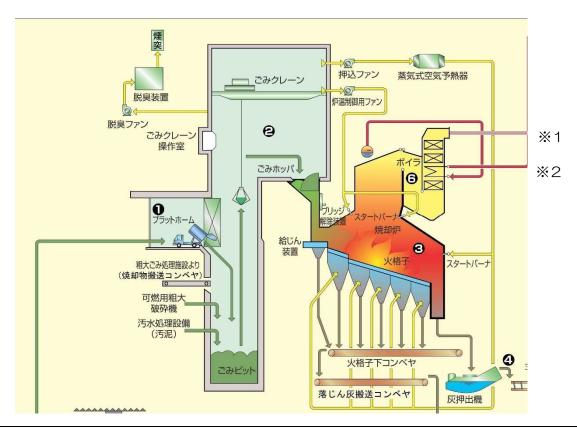
工 期: 着工 平成 11 年7月 竣工 平成 14 年3月

建築構造:鉄筋コンクリート造(地上3階)

1階:エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室

2階:多目的室、ホール 3階:エレベータホール

建築面積:約1,200m²延床面積:約1,980m²





① プラットホーム

収集車で搬入した可燃ごみは、計量した後、プラットホームからごみピットへ投入します。バンカーゲートは車両が近づくと自動的に開くセンサーを装備しています。また、臭気の外部への漏洩を防ぐために、室内を負圧にするとともに出入り口にはエアカーテンを設けています。



② ごみピットとごみクレーン

ごみピットの容量は 7,200m³です。約3週間分のごみを貯蓄できます。ごみクレーンはごみピット内のごみを撹拌し、ごみホッパへごみを投入します。これらの工程は全自動でも行えます。また、ごみピットの臭気は吸引し、燃焼用空気として炉の中で燃焼・分解して脱臭します。



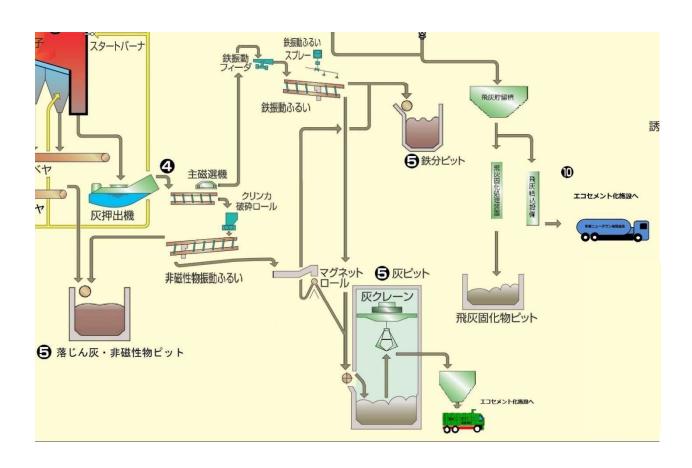
3 焼却炉

焼却炉はごみを効果的に混合・撹拌できる階段状火格子です。炉内の燃焼温度が850℃以上となるように自動燃焼制御して、ダイオキシン類などの発生を抑制しています。また、アンモニア吹き込みによる窒素酸化物(無触媒脱硝)処理設備も備えています。



⑥ ボイラ

ごみが燃焼するときの熱を有効利用するために、自然循環式ボイラを設けています。燃焼エネルギーを効率よく回収することができ、更にボイラで熱を吸収することで排ガスの温度を下げます。





4 灰押出機

焼却炉から排出される焼却灰は、灰押出機で消火・冷却します。つぎに、灰と異物を分けるため、磁選機で鉄を回収後、破砕機・ふるい等にかけて、鉄分と非磁性物(非鉄金属)を分離回収します。また、火格子下コンベヤに落下した落じん灰も回収します。



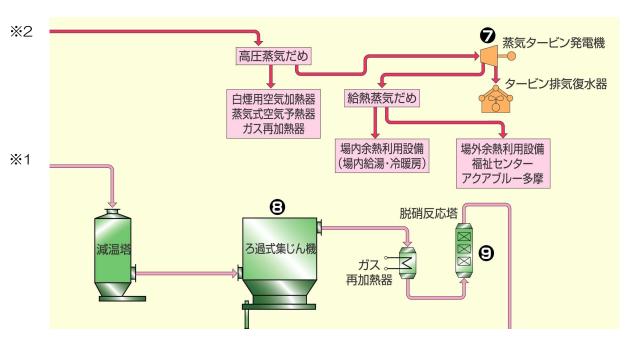
⑤ 灰ピット/鉄分ピット/落じん灰・非磁性物ピット

鉄分・非磁性物・落じん灰を分離した焼却灰は、灰ピットに送ります。焼却灰の重量は、燃焼前の約 1/10 になります。灰ピットの容量は 440m³、鉄分ピットは 50m³、落じん灰・非磁性物(非鉄金属)ピットは 70m³です。



● 飛灰積込設備

ろ過式集じん機で捕集したばいじん(飛灰)を固化処理せずに飛灰貯留槽から直接トラックに積込むための設備です。積込む車両は高い密閉性を有し飛灰を吸入・吐出するためのコンプレッサーが付いています。飛灰のまま搬出することで、固化処理に使用していたセメントや薬品の削減が図れます。





■ 蒸気タービン発電機

高温高圧蒸気によって、最大 8,000kW の発電を行うことができます。発電した電力は工場内で使用するほか、電力会社に売電します。なお、その他の蒸気は、給湯や冷暖房の熱源として利用しています。



❸ ろ過式集じん機

減温塔では、ダイオキシン類の再合成防止や効率的な酸性ガス除去のために、ボイラで熱回収されたあとの排ガス温度をさらに下げます。そして、ろ過式集じん機では、薬品よって酸性ガスの除去を行い、特殊な布のフィルタでダイオキシン類やばいじん(飛灰)を除去します。



9 脱硝反応塔

排ガスに含まれている窒素酸化物を、触媒と気化したアンモニア水の働きによって除去します。併せて、ダイオキシン類も分解除去します。

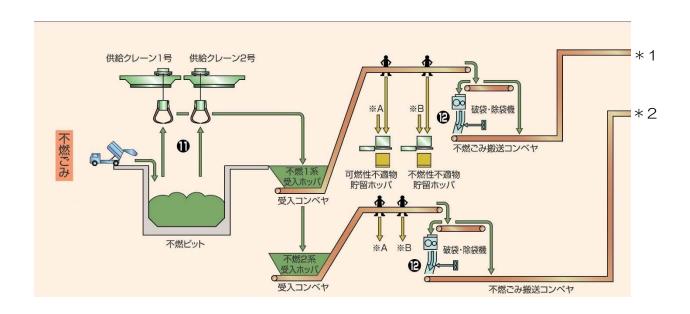
令和4年4月~令和5年3月

可燃ごみ処理費:17,509円/ごみ1トン

(ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。)

可燃ごみ処理費は、歳出決算の可燃ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に 占める可燃ごみ量の割合を基に算出されたものです。可燃ごみ量及びごみ搬入量は、構成 市の処理区域内の搬入量を用いています。

■■■■■■ 不燃ごみ処理施設説明(1) ■■■■■■■





● 粗大ピット/不燃ピット/供給クレーン

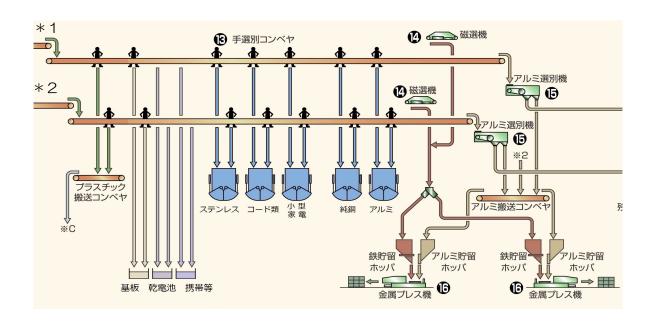
搬入された不燃ごみは不燃ピットに投入します。ピットのごみは供給クレーンで受入ホッパに移します。資源回収されて処理した不燃ごみは、粗大ピットに搬送されます。



₩ 破袋機/除袋機

不燃ごみは「ごみ袋」に入った状態で搬入されるので、選別し易くするために機械で「ごみ袋」を破り、中身を取りだします。また、「ごみ袋」は機械で分離します。

■■■■■■不燃ごみ処理施設説明(2) ■■■■■■■





● 手選別コンベヤ

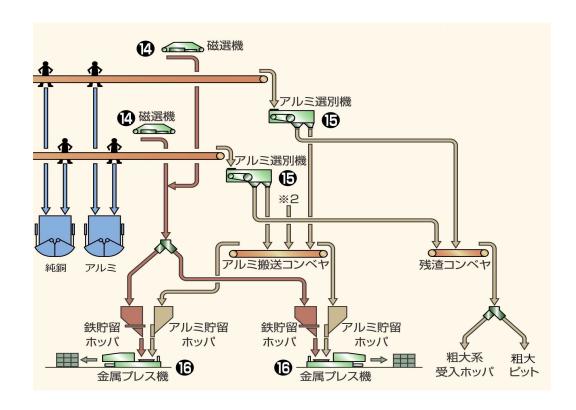
不燃ごみに混入した乾電池やおもちゃ等に入った乾電池を取り除くほか、基板・携帯電話・小型家電・コード・金属類等の資源もきめ細かく選別回収をします。



● 不燃系磁選機

不燃ごみの中に混入している鉄を、磁石で選別回収します。

■■■■■■不燃ごみ処理施設説明(3) ■■■■■■■





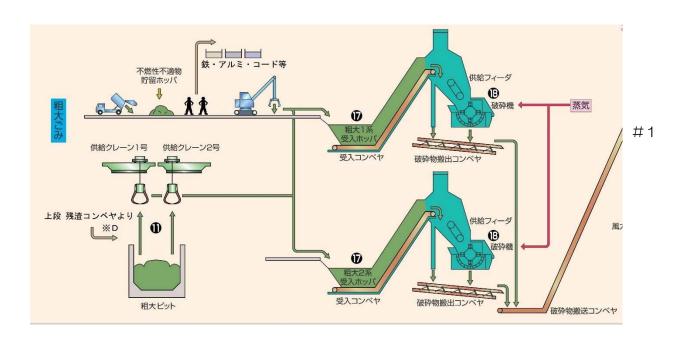
| 15 不燃系アルミ選別機

不燃ごみの中に混入しているアルミ缶等にうず電流(磁石を動かくことで発生する力)を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。



● 金属プレス機

選別回収した鉄とアルミを、それぞれ運搬しやすいかたちに圧縮成形します。





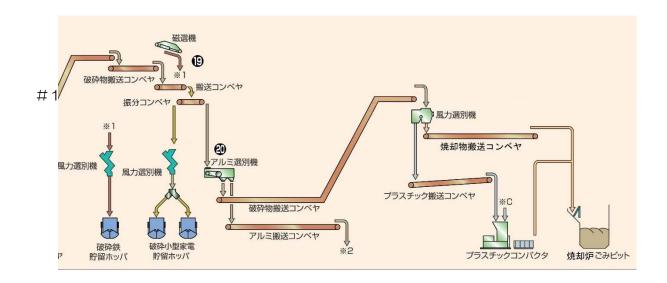
1 粗大系受入ホッパ

不適物を除去した粗大ごみや資源回収して処理された不燃ごみを受入ホッパに投入します。



18 破砕機

粗大ごみを高速で回転するハンマーの強力なパワーで、ほぼ 15cm 以下に破砕します。破砕機の中を蒸気で満たし、酸素濃度を下げることで、スプレー缶などの可燃性ガスによる爆発を防止しています。





₩ 磁選機

破砕した粗大ごみから、磁選機で鉄を回収します。残った可燃物は焼却棟ごみピットに送ります。



20 粗大系アルミ選別機

破砕した粗大ごみに混入しているアルミにう ず電流を発生させて前方に跳ね飛ばして選別 回収します。

令和4年4月~令和5年3月

不燃・粗大ごみ処理費:51,366円/ごみ1トン(ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。)

不燃・粗大ごみ処理費は、歳出決算の粗大ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量の割合を基に算出されたものです。 不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量及び搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

2. 環境保全コスト

環境会計ガイドライン2005年版(平成17年2月環境省)の公表用フォーマットの表に準じて作成しました。

単位:円(税込)

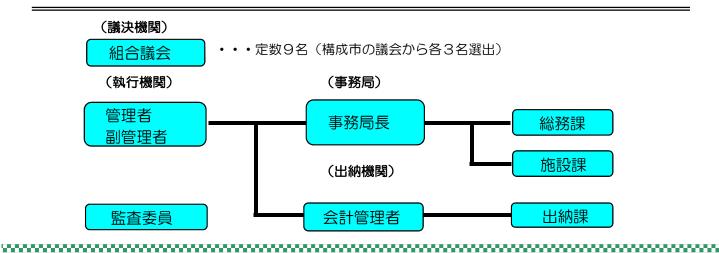
分	ま な 取 組	費 用
事業エリア内コスト		
公害防止コスト	公害防止のための薬剤費	51,850,124
地球環境保全コスト オゾン層破壊防止のためのコスト	フロンガスの回収・破壊費	2,145,000
	「廃棄物のリサイクル等費	-17,640,986
汝所作间一九	(1)对学(2)	1 -81,285,416
	いが支(内別) 支払い	63,644,430
	廃棄物の処理・処分費	37,950
管理活動コスト		
環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト	定期審查•內部監查員養成講習	473,825
事業活動に伴う環境情報の関示及び環境広告のためのコスト	広報作成・折込 ホームページの保守	1,913,573
環境負荷監視のためのコスト	環境の調査・法令順守の監視 常時監視用排ガス分析計の保守	15,876,080
研究開発コスト		0
社会活動コスト		
地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の 各種の社会的取組のためのコスト	リサイクルセンター運営費	23,012,000
環境損傷対応コスト		0
	<	11 001

合計 77,667,566

1 売払い:鉄くず等売却・廃自転車売却・小型家電売却・バッテリー売却・羽毛布団売却

支払い:有害ごみ処理・焼却灰運搬費・焼却灰資源化委託等

3. 私たちの組織



☆総務課

総務担当

- (1) 基本的施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 監査に関すること。
- (4) 情報公開に関すること。
- (5) 条例等の制定及び改廃に関すること。
- (6) 関係市との連絡調整に関すること。
- (7) 消防及び防災の計画に関すること。
- (8) 広報及びホームページに関すること。
- (9) 施設の公開及び見学に関すること。
- (10) リサイクルセンターの運営に関すること。
- (11) 広域支援等に関すること。
- (12) 財政に関すること。
- (13) 職員の人事、給与及び勤務条件等に関すること。

- (14) 職員団体に関すること。
- (15) 出納に関すること。
- (16) 契約に関すること。
- (17) 財産に関すること。
- (18) 施設更新に関すること。
- (19) 周辺住民との連絡調整に関すること。
- (20) 環境調査に関すること。
- (21) 事務局の庶務に関すること。
- (22) その他、他の課に属さないこと。
- (23) 環境広報に関すること。
- (24) ISOに関すること。
- (25) 事務局の庶務に関すること。
- (26) その他、他の課に属さないこと。

☆施設課

施設担当

- (1) 施設の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 施設の維持、管理及び運用に関すること。
- (3) 施設の安全管理に関すること。
- (4) 施設の公害防止に関すること。
- (5) 廃棄物等の搬入及び搬出管理に関すること。
- (6) 施設更新に係る最新技術・設備導入に関すること
- (7) 環境の設備・調査に関すること。

☆工場内で勤務(従事)している人数(令和5年3月31日現在)

• 多摩ニュータウン環境組合

19人

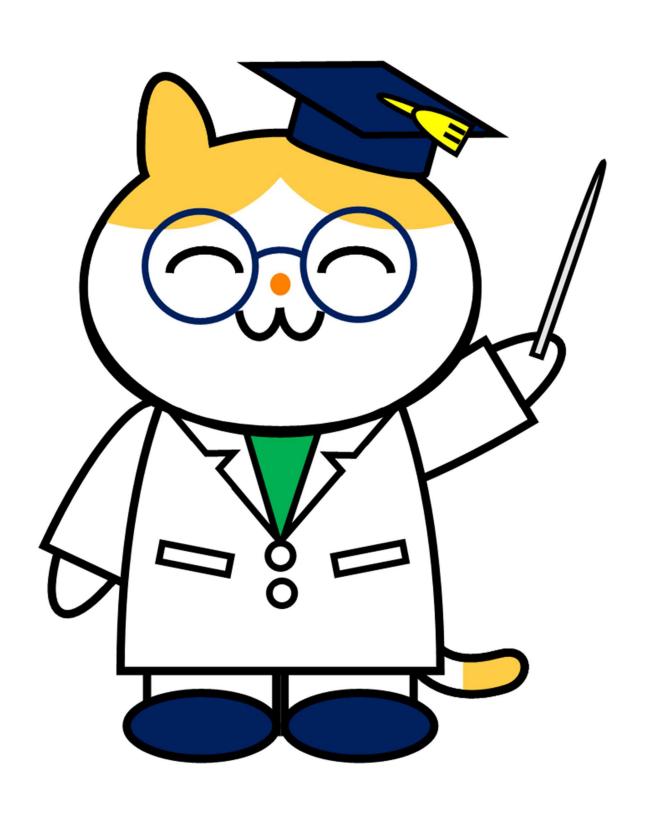
・施設の運転管理業務を行う受託契約業者【Hitz環境サービス株式会社】

68人

リサイクルセンターの管理・運営を行うNPO団体【東京・多摩リサイクル市民連邦】

3人

第2章 環境についての取り組み



1. 多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場 環境方針

基本理念

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、標記の経営方針に基づき、環境にやさしい安全な清掃工場として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、焼却により生じたエネルギーを有効に活用し、環境負荷の低減を図るために最大の配慮をしていきます。

また、開かれた清掃工場として、環境学習の場や環境関連情報の提供などを行い、より良好な地球環境が実現されるよう地域社会と連携していきます。

基本方針

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、この基本理念に基づき、資源循環型社会の実現と、かけがえのない地球環境の将来にわたる保全に寄与することができるよう、全職員をあげて次のことに取り組んでいくことを宣言します。

- 1 当工場を安全に運営するため、環境法令を始めとする順守すべき事項を明らかにし、順守します。
- 2 持続可能な社会に貢献するため、当工場の課題解決、順守事項の達成、汚染の予防及び環境負荷の低減に向けた環境目標を設定し、実効ある対策を推進するとともに定期的な見直しと継続的改善に努めます。
- 3 気候危機を防ぐため、当工場の運営及び操業に当たっては、地球温暖化対策として、省資源・省 エネルギーを推進し、地域におけるサービスの向上・ごみの減量・リサイクルの活動を支援しま す。
- 4 老朽化した現施設を安全に安定的に運転するため、適切な維持管理を実施するとともに新施設 の建設に向けて未来を見据えた検討、準備を進めます。
- 5 工場の施設の開放を通じて、児童・生徒等の環境学習など、環境意識の高揚を図る施策を地域 社会と連携して推進します。
- 6 本方針を環境マネジメントシステムにより実施し、維持していきます。
- 7 この方針を当工場全職員に周知徹底するとともに一般に公表します。

2023年3月31日

多摩ニュータウン環境組合 管理者 阿部 裕行

2. 環境負荷

(1) 令和4年度 主要な物質の収支(一部、工場計器の数値を使用)

可 燃 ご み:59,916.6 t 不燃・粗大ごみ: 5,020.4 t

金属小型家電: 413.1 t

上 水: 15,209 m³ 井 水: 17,003 m³ 受電電力量: 660,018 kWh

表現 都市ガス: 115,182 m³ ごみ質分析

⇒ P20 • 21

薬剤

消石灰: 421.5 tセメント: Otアンモニア水: 215.8 t塩酸: 21.9 t重金属固定剤: Ot苛性ソーダ: 40.5 t

薬 剤塩 酸: 342 kg

苛性ソーダ: Okg 栄 養 剤: 35kg

多摩ニュータウン環境組合

焼 却 棟

可燃ごみ焼却量:64,691.7 t (除去可燃:3,627t 含む)

使 用 電 力:8,619,238 kWh

上水使用量: 15,353 m³ 井水使用量: 14,929 m³ 水のリサイクル量: 4,038 m³ 都市ガス使用量: 72,877 m³

不燃・粗大ごみ処理棟

不燃・粗大ごみ処理量:5,433.5 t (金属・小電含む)

使 用 電 力:1,225,570 kWh

上 水 使 用 量: 1,482 m³ 井 水 使 用 量: 2,074 m³ 水のリサイクル量: 2,025 m³ 都 市 ガ ス 使 用 量: 42,305 m³

アウトプット

発電電力量: 24,261,290 kWh

 \downarrow

売電電力量: 15,076,500 kWh

場外熱供給量: 16,457 GJ

環境負荷項目

 騒音振動・DXN 類・CO2 排出量

▶ 多摩市総合福祉センター、多摩市立温水プール

搬出関係

焼却残渣:6,239.2 t 《うち飛灰:1,269.5 t 含む》(応援分除く)

(埋立なし。エコセメント化、溶融・再生砕石により資源化)

有価物等の内訳: 2.438.9 t

《鉄類: 1,285.6 t /アルミ類: 65.7 t /落じん灰等(非磁性物含む): 877.8 t /廃基板: 1.1 t /廃自転車等: 55.4 t /バッテリー: 3.8 t /携帯電話: 4.0 t /金属小型家電: 144.3

t / その他雑品: 1.4 t 》

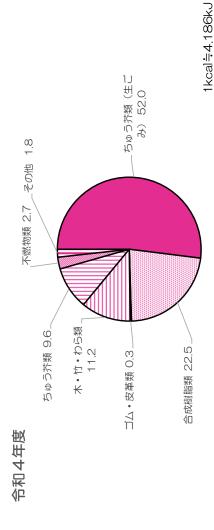
有害性ごみの内訳: 79.5 t 《乾電池: 64.7 t/蛍光管: 14.8 t》

- 19 -

■所内電力

ごみ質分析結果 (焼却棟ごみピット内)

22年度からは、ごみの分別方法が変わり、汚れたブラスチックは可燃ごみに分別されるようになりました。焼却された可燃ごみは、発電などの余熱の利用によりサーマルリサイクルされています。 多摩清掃工場で処理している可燃ごみの分析結果です。平成



	年 度		令和2年度	令和3年度						41-	令和4年度	郑					
	測定年月日		中均	本均	R4.4.11	R4.5.6	R4.6.3	R4.7.4	R4.8.5	R4.9.2	R4.10.3	R4.11.2	R4.122	R5.1.5	R5.2.3	R5.3.2	平均
	天候		-	-	需	需	丰	₩.	鲁	<u> </u>	需	雷	雷	碞	OÉIÁ	丰	I
	河		-	Ι	21.5	19.2	25.2	31.0	38.0	26.5	25.2	17.0	15.0	8.0	6.2	14.0	Ι
	紙・布類		53.2	52.8	47.8	49.2	52.2	52.8	51.3	55.8	20	51.4	52.3	49.1	59.1	52.9	52.0
iJ i			18.4	22.7	27.5	24.3	21.8	24.5	22.9	19.9	25.5	23.9	18.3	21.6	18.3	21.8	22.5
転の	ゴム・皮革類		2.0	1.3	6.0	6.0	0:0	0.0	0:0	0:0	0:0	1.1	0.5	0:0	0.0	0.0	0.3
(一	木・竹・七の類	%	10.2	0'6	∞	11.9	12.2	10.4	12.5	10.8	9.5	11.3	13.7	12.1	10.5	11.4	11.2
対が	ちゅつ芥類 (生ごみ)		11.0	8.8	10	8.5	9.2	7.7	8.3	8.7	11.2	8.7	11.3	12.4	9.3	8.6	9.6
(((((((((((((((((((不燃物類		2.1	2.4	3.2	3.6	2.8	2.9	3.5	2.3	1.7	2.3	2.3	2.7	1.5	3.0	2.7
	その他		3.1	3.0	2.6	1.6	1.8	1.7	1.5	2.5	2.1	1.3	1.6	2.1	1.3	1.1	1.8
	紙・布類		45.9	47.7	144.1	46.2	48.2	49.1	46.7	51.7	48.2	51.1	47.3	45.7	53.3	48.1	48.3
	,,,,		12.9	16.2	19.2	17.3	15.3	17.9	15.2	13.9	16.6	15.2	12.5	14.8	13.1	15.2	15.5
	ゴム・皮革類		1.3	0.8	0.5	9.0	0:0	0.0	0.0	0.0	0:0	9.0	0.3	0.0	0:0	0.0	0.2
	木・竹・わら類	%	9.6	8.5	8.6	10.6	9.1	9.6	12.2	9.7	8.9	10.2	11.6	9.7	8.3	9.3	9.8
類 た 、 と	ちゅつ芥類 (生ごみ)		26.3	22.2	23.7	21.8	24.3	19.9	22.6	20.8	23.6	20.6	25.5	26.5	23.1	24.5	23.1
	不燃物類		1.2	1.4	1.8	2.1	1.5	1.7	1.9	1.3	6:0	1.2	1.3	1.5	6:0	1.7	1.5
	その色		2.9	3.2	2.1	1.4	1.6	1.8	1.4	2.6	1.8	1.1	1.5	1.8	1.3	1.2	1.6
単位容積重	積重量	kg/mੈ	150	163	154	155	146	152	169	147	162	155	154	176	166	149	157
iJ i	水分		45.0	43.0	43.72	41.8	45.52	41.77	46.45	43.5	46.06	48.51	44.09	45.24	40.69	42.87	44.2
成 な な を	灰分 (生ごみ)	%	6.1	6.4	6.26	7.09	90'9	6.63	6.56	6.35	5.7	5.84	5.94	6.73	5.91	6.85	6.3
, β ω	回然分		48.9	50.7	50.02	51.11	48.42	51.6	46.99	50.15	48.24	45.65	49.97	48.03	53.40	50.28	49.5

8,212

8,393 2,366

2,285 9,563 11.34

2,167 9,071

2,133 7,380

> 2,226 9,318

8,929 11.34

11.99 9,904

12.29

10.62

10.57

11.24

11.38

11.13

12.18

11.13

11.19

9,201

10,105

92/6

2,474 10,356

9,017 12.25

49.5 1,962

53.40 2,159 9,038 2,364 9,896 96.6

kcal/kg

(計算値)

2,005 50.28

> 1,890 7,912

1,984

1,763

1,894 7,928

1,996 8,355 2,279 9,540

1,836 7,685 2,154

2,071

1,906 7,979 2,198

2,049

1,989 8,326 2,414

2022

8,577

8462 2333

8079 1930

kJ/kg

2147 8987 11.12

kcal/kg kJ/kg

(実測値)

低位発熱量

%

灰分 (乾燥ごみ)

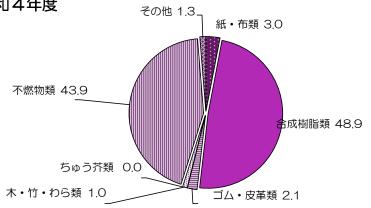
8,669 2,469 10,335

8,305 2,170 9,084

令和4年度

ごみ質分析結果 (不燃ピット内)

不燃ごみに含まれるものは、金属類や小型家電、不燃物類(食器・陶磁器・ガラス製品等)、プラスチック製品などがあります。割合では合成樹脂(プラスチック)が多くを占めています。



1kcal≒4.186kJ

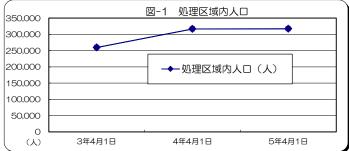
	年 度		令和2年度		令和3年度			令和4年度	4,100KU
	測定年月日		R3.1.8	R3.7.2	R4.1.7	平均	R4.7.4	R5.1.5	平均
	天 候		晴	雨	晴	_	雨	晴	_
	気 温		8.0	20.5	5.0	_	26.8	7.0	_
	紙•布類		5.9	1.8	3.0	2.4	2.3	3.6	3.0
	合成樹脂類		20.8	68.2	62.4	65.3	42.6	55.2	48.9
(乾ベース)ごみの種類成分	ゴム・皮革類		2.8	6.1	4.2	5.2	3.3	0.8	2.1
イを	木・竹・わら類	%	0.7	0.3	1.6	1.0	0.9	1.0	1.0
ス成分	ちゅう芥類(生ごみ)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		68.4	21.7	27.1	24.4	49.1	38.6	43.9
	その他		1.4	1.9	1.7	1.8	1.8	0,8	1.3
	紙•布類		6.1	1.9	3.2	2.6	2.5	3.9	3.2
	合成樹脂類		21.1	68.6	62.5	65.6	43.3	54.9	49.1
(湿ベーごみの種目			2.9	6.2	4,3	5.3	3.5	0,8	2.2
イを	木・竹・わら類	%	0,8	0,3	1.7	1.0	1.0	1.1	1.1
スの分	ちゅう芥類(生ごみ)		0,0	0,0	0,0	0,0	0.0	0,0	0,0
	不燃物類		67.5	20.9	26.5	23.7	47.6	38.1	42.9
	その他		1.6	2.1	1,8	2.0	2.1	1,2	1.7
単位容積	重量	kg/m³	232	112	135	124	157	167	124
ごみ	水分		1.25	3.85	2.20	3.03	3.11	1.29	3,03
の 3	灰分 (生ごみ)	%	69.75	25.61	30,90	28,26	50.71	41.81	28,26
成 分	可燃分		29.00	70.54	66,90	68.72	46.18	56.90	68.72
<i>i</i>	(三上答/古)	kcal/kg	1,298	3,151	2,997	3,074	2,059	2,553	3,074
低 位 発	(計算値)	kJ/kg	5,433	13,190	12,545	12,868	8,619	10,687	12,868
発 熱 量		kcal/kg	2,101	5,664	5,250	5,457	3,591	4,638	5,457
	(実測値)	kJ/kg	8,795	23,710	21,977	22,844	15,032	19,415	22,844
灰分(乾	「燥ごみ)	%	70,63	26,64	31.6	29.12	52.34	42,36	29.12

令和2年度から令和4年度の推移

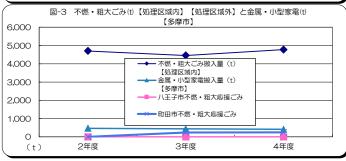
次の項目について、3ヶ年の推移をグラフ化し、コメントを記した。(但し、リサイクルセンターに係る数値について、一部除いて

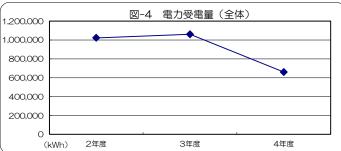
		拡大した。平成22年10月からの八王子市拡大区域ごみの搬入は: - 項 目	う和4年3月で約 3年4月1日	◆」。 4年4月1日	5年4月1日	グラフ
		处理区域内人口(人)	259,645	316,729		
		項目	2年度	3年度	4年度	グラフ
		可燃ごみ搬入量(t)《除去可燃除く》 【処理区域内】	45,935.0	45,453.6		
		可燃ごみ搬入量・八王子市拡大区域ごみ(t) 【処理区域外】	9,906.6	9,720.6	0.0	
		可燃ごみ搬入量・八王子市応援ごみ(t) 【処理区域外】	576.2	754.9	0.0	
		可燃ごみ搬入量・町田市応援ごみ(t) 【処理区域外】	0.0	248.6	0.0	図-2
		可燃ごみ搬入量・町田市支援ごみ(t) 【処理区域外】	0.0	0.0	6,121.5	
	イ ン プ	可燃ごみ搬入量・宮城県大崎市応援ごみ(t) 【処理区域外】	479.5	0.0	0.0	
	プッ	回燃ごみ搬入量・稲城市(宿泊療養施設)応援ごみ(t) 【処理区域外】	3.1	5.0	4.4	
	-	不燃・粗大ごみ搬入量(t) 【処理区域内】	4,697.7	4,451.3	4,775.0	
		不燃・粗大ごみ搬入量(t)・八王子市応援ごみ(t) 【処理区域外】	0.0	0.0	0.0	⊠-3
		不燃・粗大ごみ搬入量(t)・町田市応援ごみ(t) 【処理区域外】	0.0	242.1	245.4	
		金属・小型家電搬入量(t) 【多摩市】	468.5	437.8	· ·	
		受電電力量(kWh)(全体)	1,022,532	1,060,494		
		上水使用量(m³)(全体)	14,914	14,828		
		井水使用量(m ³)(全体)	17,204	17,746		
		都市ガス使用量(m ³)(全体:リサイクルセンタ-除く)	99,815	109,807	115,182	
		ごみ焼却量(t)《可燃ごみ+除去可燃》	61,248.1	58,386.0	64,691.7	図-8
		焼却炉運転日数(左軸)	320	311	336	
		内 1炉運転日数(左軸)	320	304	330	
		内 2炉運転日数(右軸)	0	7	6	図-9
		全炉停止日数(右軸)	45	54	29	
		炉の立上・立下回数(右軸)	8	10	8	
		電力使用量(kWh)	10,302,400	8,565,908	8,619,238	図-10
	ık ıtı	上水使用量(m³)	13,358	13,408	13,727	
		井水使用量(m³)	15,094	15,521	14,929	
	棟	水のリサイクル量(m ³)	5,121	3,645		
		都市ガス使用量(m³)	57,230	80,390		
		消石灰(t)	436.4	408.1	421.5	
処理		アンモニア水(t)			215.8	
埋工			236.9	184.3		
程		重金属固定剤(t)	30.0			図-17
		セメント(t)	43.7	27.1		図-18
		塩酸(t)	22.5	24.8		図-19
		苛性ソーダ(t)	37.3	41.0		図-20
		ごみ処理量(t)《不燃ごみ+粗大ごみ+小型家電》	5,166.2	5,131.3		
		電力使用量(kWh)	1,259,390	1,193,460		
	不ご	上水使用量(m ³)	1,414	1,358	1,482	
	外の燃み	井水使用量(m ³)	2,110	2,225	2,074	
	• 処	水のリサイクル量 (m ³)	2,010.2	2,124.2	2,024.8	図-25
	粗理	都市ガス使用量(m³)	42,343	40,456	42,305	図-26
	八代	塩酸(kg)	277.9	271.4	341.6	図-27
		苛性ソーダ(kg)	0	13	0	図-28
		·····································	24.4	21.1		図-29
		発電電力量(kWh)(全体)			24,261,290	
		売電電力量(kWh)(全体)			15,076,500	
_	ア	場外熱供給量(GJ)(全体)	7,306.2	13,355.1	16,457.3	
ŕ	, う	下水放流量(m³)(全体)	11,442	12,302	10,019	
	ウ ト プ	有価物等(t)	2,212.3	2,223.1	2,438.9	
-	プ ツ				79,500	
	ラ ト	有害性ごみ(kg)	91,770	86,340		M-20
		エコセメント化、溶融資源化、再生砕石化(t)	6,512.3	5,648.4	6,239.2	⊠-36
		エコセメント化(t) 【応援分】	62.9	136.4	23.7	

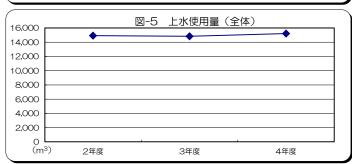
(2) - 1 インプット (施設全体での入力情報)

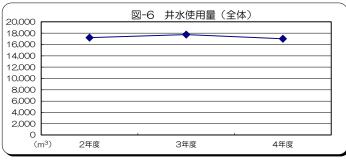


可燃ごみ搬入量【処理区域内】 60,000 50,000 40,000 - 処理区域 - 八王子市拡大区域 - 八王子市応援ごみ 町田市応援ごみ 30,000 町田市支援ごみ 宮城県大崎市応援ごみ 宿泊療養施設応援ごみ 20,000 10,000 2年度 3年度 4年度 (t)









コメント

処理区域は、八王子市、町田市の一部の区域並びに多摩市全域である。また、処理区域内人口は、各年の4月1日の人数である。八王子市、町田市の処理区域を拡大したため、人口は増加している。

処理区域内での各市の内訳(令和5年4月1日現在)

・八王子市: 131,446人 ・町田市 : 37,516人 ・多摩市 : 148,107人

コメント

多摩清掃工場の安定稼働のために処理区域の再編行い、八王子市・町田市の区域が拡がった。このため、処理区域内の可燃ごみ搬入量も増加した一方、八王子市拡大区域からの搬入が終了した。

令和4年度は応援ごみの搬入はなかった。令和4年度は、町田市支援ごみ(令和4年度~7年度までの4年間、年間10,000tを上限として町田市から受けれる可燃ごみ)6,122 t、宿泊療養施設から排出されるごみ4 t の搬入があった。

コメント

町田市から令和3年度、不燃・粗大ごみの応援搬 入があった。

令和2年度は粗大ピットの火災により、不燃粗大ごみ37.4 t を構成市の施設で応援処理をお願いした。

コメント

焼却炉が全炉停止すると発電ができなくなり、受電電力量が増加する。このため、受電電力量の増減は、焼却炉の全炉停止日数の増減と相関関係にある。

全炉停止日数

令和2年度: 46日 令和3年度: 53日 令和4年度: 29日

コメント

~~~上水の使用の目的~~~

☆焼却棟:生活用水やボイラ用の純水を作る為等に使 用

☆不燃・粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

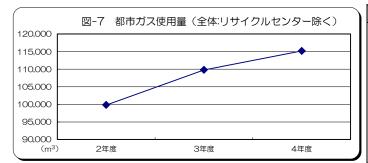
不燃・粗大棟での上水使用量は、全体の上水使用量の9~10%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

#### コメント

~~~井水の使用の目的~~~

☆焼却棟:機器の冷却や排ガス温度を下げるのに使用 ☆不燃・粗大棟:防塵用散水等に使用

不燃・粗大棟での井水使用量は、全体の井水使用量の10~13%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

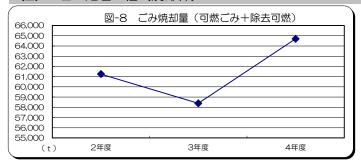


リサイクルセンターの使用量は除いてグラフ化した。

〜〜〜都市ガスの使用の目的〜〜〜 ☆焼却棟:主に炉の立上・立下、炉内温度低下時等に使用 ☆不燃・粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟の都市ガス使用量は、不燃・粗大ごみの処理量と相関関係にあるが、焼却棟の都市ガス使用量は、焼却炉の立上、立下回数と相関関係にある。

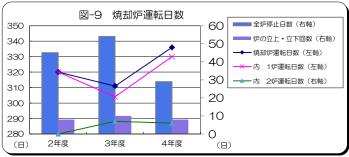
(2) - 2 処理工程 (焼却棟)



コメント

除去可燃は、不燃・粗大ごみ中の可燃分である。

焼却量は可燃ごみの搬入量の増減に合わせて変動する。

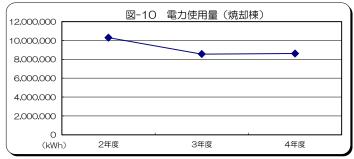


コメント

可燃ごみ搬入量に合わせて、効率の良い焼却炉の運転計画を 作成している。

1号炉はなく、2号炉と3号炉による2炉体制である。

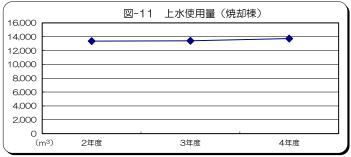
焼却炉運転日数…2号炉と3号炉の各炉の運転日数の合計 1炉運転日数…2号炉か3号炉のどちらかが運転している日数 2炉運転日数…2号炉と3号炉両炉が同時に運転している日数 全炉停止日数…2号炉と3号炉両炉が同時に停止している日数 炉の立上・立下回数…焼却炉の稼働や停止の回数



コメント

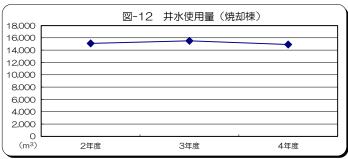
施設の稼動に電気を使用するため、電力使用量の 増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

令和2・3年度は焼却炉の運転日数の減少に伴い、電力使用量が減少した。令和3年度から令和4年度にかけては微増。



コメント

施設の稼動に上水を使用するため、上水使用量の 増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。



コマント

施設の稼動に井水を使用するため、井水使用量の 増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

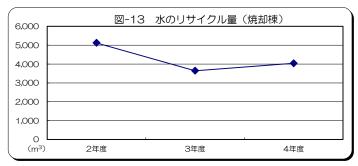
令和3年度は、融雪のため散水に使用していたが、令和4年度にその作業がなかったため、井水使用量は減少。

【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の焼却棟には、薬品を使用して、以下のような順番で「よごれた水」を「きれいな水」に処理する設備があります。

- ①「よごれた水」に薬品を混ぜる。
- ② 薬品で無機物(浮遊物)を沈殿させる。
- ③ ②で発生した沈殿物を、汚泥として焼却処理し、上澄の「きれいな水」を工場でリサイクルする。

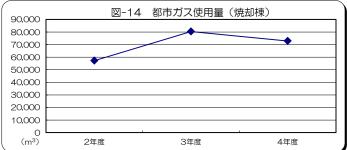
このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。 大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また 排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。



コメント

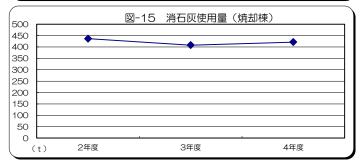
リサイクルした水は減温水として使用するため、 焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

減温水:バグフィルターが熱で傷まないようにしたり、ダイオキシン類が再合成する温度域(300度程度)にならないように排ガス温度を下げるために使用する水。



コメント

都市ガスは、炉の立上・立下時、炉内の温度低下時等に使用する。このため、使用量は、炉の立上・立下回数の増減と相関関係にある。立上下の回数は、令和2年度8回、令和3年度10回、令和4年度8回である。

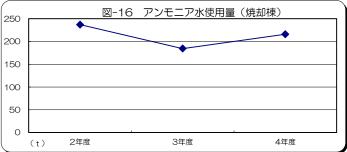


コメント

消石灰は、排ガス中の塩化水素や硫黄酸化物等の酸性ガスを除去する目的で使用する。

使用量は焼却量の増減と相関関係にある。令和2年度 ~令和3年度の原単位(ごみ1t当たりに使用する量) は、7.12、6.99kg/tである。まだ、令和4年度は、最 適な消石灰の選定を実施するために3か月ごとに納入試 験を行い、それぞれ原単位は、6.19、5.07、7.79、 7.20kg/tとなった。

令和4年度の使用量が増加した理由については、納入 試験を実施したことに伴い、原単位が増えた時期がある ことが影響している。

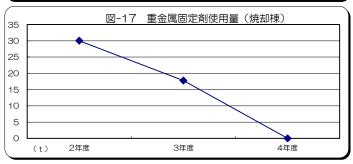


コメント

アンモニア水は、排ガス中の窒素酸化物を除去する目的で、焼却炉内および煙道に使用する。

このため、使用量は焼却量の増減と相関関係にあるが、令和2年度~令和4年度の原単位(ごみ1t当たりに使用する量)は、3.87、3.16、3.35kg/tであった。

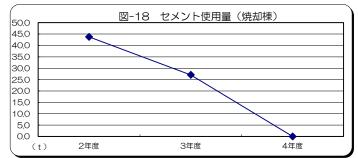
令和2年度から使用量の多い炉内噴霧量の改善を 図ったことにより使用量が減少した。

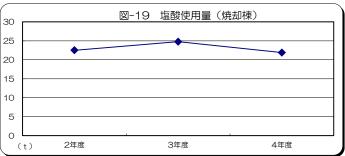


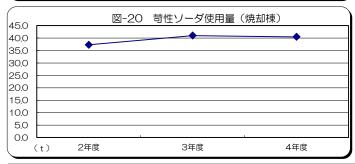
コメント

排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等(鉛等)が溶 出しないように薬剤で固定する。

令和3年度から、飛灰の搬出方法を変更し、薬剤 処理が不要になったため使用量が減少した。







排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等(鉛等)が溶出しないように、セメントで固定する。

令和3年度から、飛灰の搬出方法を変更し、薬剤 処理が不要になったため使用量が減少した。

コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、汚水処理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水(純水)」を作るための樹脂洗浄に使用する。

令和3年度は塩酸タンクを更新したため、使用量が突出して増加した。

コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、汚水処理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水」を作るための樹脂洗浄に使用する。

(2) - 3 処理工程(不燃・粗大ごみ処理棟)

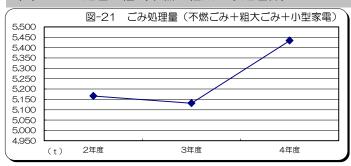
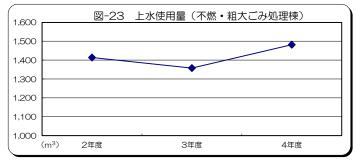


図-22 電力使用量(不燃・粗大ごみ処理棟) 1,280,000 1,240,000 1,220,000 1,200,000 1,180,000 (kWh) 2年度 3年度 4年度



コメント

令和4年度は小型家電の搬入量が減少したが、区域再編に伴い、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入量が増加したため、処理量も増加した。

コメント

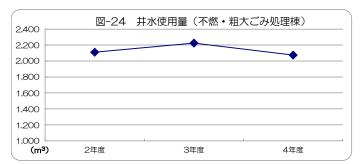
不燃ごみ、粗大ごみ及び小型家電の処理量と相関関係にある。

令和2年度はLED照明化工事及び空調設備の更新工事、3年度はLED照明化工事を実施したため、使用量が減少した。令和4年度は、搬入量が増加したため、処理時間が増え、電力使用量が上昇した。

コメント

上水は、防爆用(不燃・粗大ごみ等を破砕する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用)の蒸気を作るために使用する

令和4年度は、粗大ごみ破砕機の稼働時間が前年度に比べ、約20時間程度増加したため、上水の使用量がそれに伴い増加した。



井水は主に清掃に使用。令和3年度は、融雪のため散水に使用していたが、令和4年度にその作業がなかったため、井水使用量は減少。

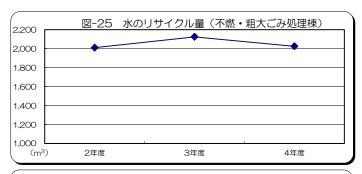
【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の不燃・粗大ごみ処理棟には、「よごれた水」を微生物の力で「きれいな水」に処理する設備があります。

微生物の力で処理する設備は、微生物が有機物を食べて(*BOD・**CODを低くする)繁殖し、「汚泥」(微生物のかたまり)となります。この水をろ過し、「かたまり」と「きれいな水」に分離します。この「かたまり」は汚泥として焼却処理し、「きれいな水」は、工場でリサイクルします。

このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

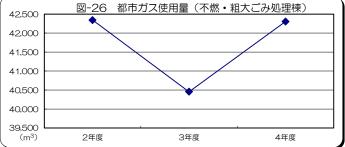
*BOD・・・生物化学的酸素要求量といいます。微生物が「よごれ」(有機物)を食べるために使った酸素の量を表します。 「よごれ」の目安で、高いほどよごれています。



コメント

リサイクルした水は、主に施設内の床等の清掃に 使用する。

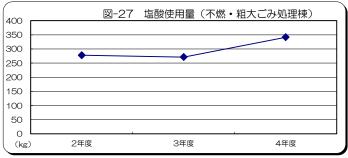
令和4年度の水のリサイクル量は微減となった。



コメント

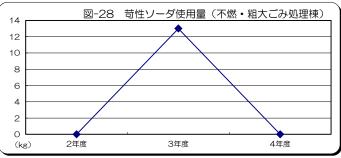
都市ガスは、防爆用(不燃・粗大ごみ等を破砕する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用)の蒸気を作るために使用する。

令和4年度はボイラの運転時間増加により、使用量が増加した。



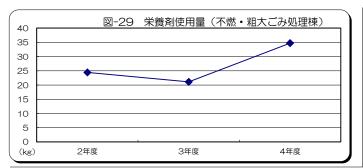
コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、汚水処理 設備のpH調整に使用する。



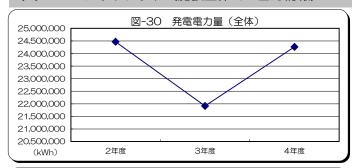
コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、汚水処理 設備のpH調整に使用する。



栄養剤は、「よごれた水」を処理する微生物の食料として使用する。

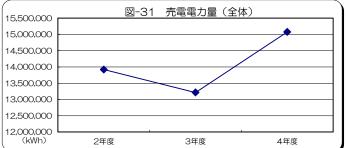
(2) - 4 アウトプット (施設全体での出力情報)



コメント

ごみを焼却した熱を利用して発電するため、発電電力量は、炉の運転日数の増減と似た傾向を示す。

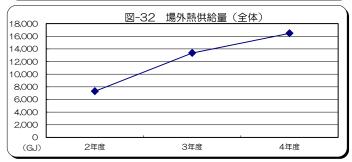
令和4年度は、町田市の支援ごみの搬入があり処理量が増加したことに加え、運転日数が増えたため、発電量が増加した。



コメント

売電電力量=受電電力量+発電電力量-使用電力量

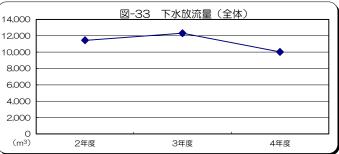
令和4年度は、焼却炉の運転日数が増加したことに伴い、発電電力量が増加し、売電電力量も増加した。



コメント

ごみを焼却した熱を利用して余熱供給するため、 余熱供給量は、炉の運転日数や供給先の余熱必要量 の影響を受ける。

令和4年度は令和3年度に引き続き、コロナ対策で温水ブールの営業時間の短縮を行っていたが、8月より通常運営に戻り、かつ焼却量も増加したため、余熱供給量が増加した。



コメント

焼却炉稼働日数により増減する。

令和4年度、建築雑排水及び建築汚水の流量が減少したため、下水放流量が減少した。

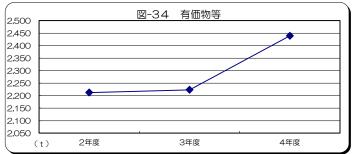
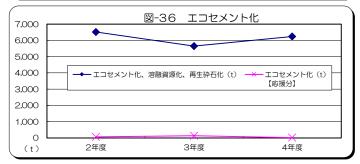


図-35 有害性ごみ 94,000 92,000 90.000 88.000 86,000 84,000 82000 80.000 78,000 76,000 74.000 72,000 2年度 4年度 (kg)



コメント

有価物等とは、主に不燃・粗大ごみの中から得られる資源物で鉄類、アルミ類、非磁性物、落じん灰、自転車、小型家電等の合計である。

令和4年度の有価物の搬出量は、自転車として売却した数量が著しく増加したことに伴い、増加した。

コメント

ここでの有害性ごみとは、乾電池と蛍光管の搬出量の合計である。有害ごみは、専門業者に委託して適正に処理・再資源化している。また、不燃ごみの中に誤って混入された有害ごみについている。

により取り出し、同様に適正処理している。 なお、年々減少傾向にある理由については、蛍光 管のLED化に加え、使い捨て乾電池より充電式電 池が増加していることが原因と考えられる。

令和4年度については、バッテリーを資源として 売却し、有害ごみ搬出量自体が減少した。

コメント

エコセメントとは、ごみを燃やした後に残る焼却 灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントである。

焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいる ので、原料として利用できる。

多摩清掃工場の焼却灰は、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化している他、民間の溶融資源化施設や、再生砕石化施設に搬出している。

【水のリサイクル】

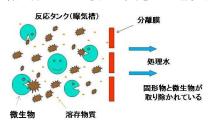


薬品で「きれいな水」に処理する設備





微生物の力で「きれいな水」に処理する設備



3. 環境対策

PRTR

(化学物質排出移動量届出制度:有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を把握し、公表する制度)

多摩清掃工場の1年間のダイオキシン類排出量は、煙突から0.11mg-TEQでした。移動量は、下水が0.00056mg - TEQ、灰等が810mg - TEQでした。(TEQ:毒性等量)

| 第1和 | 重指定化学物質の名称 | | | ダー | イオ | + | シン | ノ類 | | | 単位 |
|-----|-----------------------------|---|---|----|----|-----|----|----|---|---|--|
| 第1種 | 指定化学物質の号番号 | | | | 2 | 243 | 3 | | | | mg-TEQ(ダイオキシン類の場合) |
| 排出量 | イ. 大気への排出 | | | 0 | | 1 | 1 | | | | |
| | 口. 公共用水域への排出 | | | 0 | | 0 | | | | | 排出先の河川、湖沼、海域等の名称 |
| | ハ. 当該事業所における土壌への排出
(二以外) | | | 0 | | 0 | | | | | なし |
| | 二. 当該事業所におけ
る埋立処分 | | | 0 | | 0 | | | | | 埋立処分を行う場所(該 1.安定型
当するものにOをするこ 2.管理型
と)該当なし 3.遮断型 |
| 移動量 | イ. 下水道への移動 | | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 移動先の下水道終末処理施設の名称
南多摩水再生センター |
| | ロ. 当該事業所の外へ
の移動(イ以外) | 8 | 1 | 0 | | | | | | | |

(1) 排ガス濃度

| | / | | ばい | じん | 硫黄酮 | 俊化物 | 窒素配 | | 塩化 | 公水素 | 水 | 銀 |
|----|----------|----|--------|--------------------|-----------------|------------|-----|---------|----|--------|-----|-------------------------|
| 年度 | 測定日 | 号炉 | 濃度 | 規制 基準値 | 排出量 | 規制 基準値 | 濃度 | 規制 基準値 | 濃度 | 規制 基準値 | 濃度 | 規制 基準値 |
| | | | g/ı | \mathring{m}_{N} | m³ _N | /h | ppm | ppm | q | om | μg | $^{\prime}$ m $_{ m N}$ |
| | R2.5.18 | 3 | <0.001 | | 0.50 | 90.9 | 27 | | 17 | | 15 | |
| | R2.7.14 | 2 | <0.001 | | 0.43 | 92.4 | 44 | | 20 | | 11 | |
| 2 | R2.9.14 | 2 | <0.001 | | 0.19 | 93.9 | 26 | | 13 | | 16 | 50 |
| | R2.11.5 | 2 | <0.001 | | 0.14 | 93.9 | 50 | | 15 | | 11 | 50 |
| | R3.1.13 | 2 | <0.001 | | 0.20 | 95.5 | 44 | | 13 | | 23 | |
| | R3.3.4 | 3 | <0.001 | | 0.42 | 90.9 | 47 | | 19 | | 24 | |
| | R3.5.17 | 3 | <0.001 | | 0.50 | 90.9 | 42 | | 22 | | 8.3 | |
| | R3.7.13 | 2 | <0.001 | | 0.34 | 92.4 | 27 | | 10 | | 23 | |
| 3 | R3.9.13 | 2 | <0.001 | 0.08 | 0.26 | 90.9 | 31 | 250 | 11 | 430 | 13 | 50 |
| 3 | R3.11.22 | 3 | <0.001 | 0.08 | 0.19 | 87.8 | 33 | 250 | 20 | 430 | 1.7 | 50 |
| | R4.1.12 | ω | <0.001 | | 0.23 | 90.9 | 31 | | 10 | | 5 | |
| | R4.3.1 | 2 | <0.001 | | 0.24 | 92.4 | 29 | | 7 | | 7.6 | |
| | R4.5.20 | З | <0.001 | | 0.67 | 89.3 | 42 | | 24 | | 4.4 | |
| | R4.7.12 | 2 | <0.001 | | 0.71 | 92.4 | 24 | | 17 | | 8.9 | |
| 4 | R4.9.12 | 2 | <0.001 | | 0.38 | 93.9 | 34 | | 20 | | 21 | 50 |
| 4 | R4.11.7 | 3 | <0.001 | | 0.34 | 89.3 | 40 | | 10 | | 8.1 | 50 |
| | R5.1.6 | 3 | <0.001 | | 0.28 | 90.9 | 36 | | 20 | | 0.3 | |
| | R5.3.6 | 2 | <0.001 | | 0.32 | 92.4 | 40 | | 14 | | 2.9 | |

※は評価値

評価値とは定期測定において排出基準値($50\mu g/mN$)を超えた場合に実施する再測定結果3回を含み、最大値及び最小値を除く全ての結果の平均値

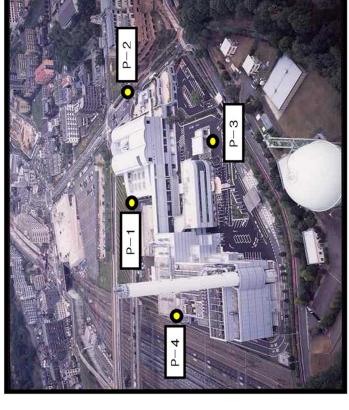
臭気調査結果 0

多摩清掃工場の敷地境界での臭気指数を調査した結果です。 悪臭防止法及び東京都環境確保条例に基づき、

①臭気指数

| #日本川甘州 | 况则举年 | | 12 | | 28 | | 12 | | 28 | | 12 | | 28 |
|--------|--------------|-----|------|----------|------|-----|-------|-----|------|-----|---------|---------|------|
| | P-4 | <10 | <10 | <10 | 0 | <10 | <10 | <10 | 26 | <10 | <10 | <10 | 26 |
| 場所 | P-3 | <10 | <10 | <10 | 20 | <10 | <10 | <10 | 2 | <10 | <10 | <10 | 2 |
| 測定場所 | P-2 | <10 | <10 | <10 | 下水 | <10 | <10 | <10 | 下水 | <10 | <10 | <10 | 下水 |
| | P-1 | <10 | <10 | <10 | 放流下水 | <10 | <10 | <10 | 放流下水 | <10 | <10 | <10 | 放流下水 |
| 772 | N N | 朝 | | А | 鲜 | 鲜 | 国 | 6 | 華 | 朝 | 国 | 8 | 鲱 |
| | 湖左口 | | 0.00 | 0.4.0.4r | | | 71700 | | | | D2 R 10 | 01.5.30 | |
| ## | + | | _ | † | | | C | 0 | | | C | ٧ | |

臭気調査地点



②臭気排出強度

| 中中 | - - | 4.
F. | 回作方著 | 臭気排出強度 | 許容臭気排出強度 |
|----|----------------|----------|------|----------------------|----------------------|
| |)別
(A) | 沿上江 | 米水油效 | m ^N /min | m³v/min |
| | R4.5.20 | 1号煙突 | 20 | 0.83×10 ⁵ | 0.22×10 ⁸ |
| | R4.7.11 | 2号煙突 | 27 | 0.32×10 ⁶ | 0.11×10 ⁹ |
| | R4.5.20 | 3号煙突 | 25 | 0.19×10 ⁶ | 0.93×10 ⁸ |
| | R3.5.17 | 1号煙突 | 17 | 0.42×10^{5} | 0.27×10 ⁸ |
| | R3.7.14 | 2号煙突 | 26 | 0.24×10 ⁶ | 0.97×10 ⁸ |
| | R3.5.17 | 3号煙突 | 26 | 0.25×10^{6} | 1.0×10 ⁸ |
| | R2.5.18 | 1号煙突 | 16 | 0,45×10 ⁵ | 0.27×10 ⁸ |
| | R2.7.14 | 2号煙突 | 20 | 0.68×10^{5} | 1.1×10 ⁸ |
| | R2.5.18 | 3号煙突 | 27 | 0.31×10 ⁶ | 1.0×10 ⁸ |
| | | | | | |

臭気対策:

ごみ焼却施設の開口部分を少なくし、臭気が外部に漏れることのないように努めています。 ごみピット内の空気は常に強制吸引し、ごみピット内を負圧に保つように努めています。また、ごみピット内の空気は燃焼用空気として焼却炉で燃焼・分解することで臭気の流出的止に努めています。定期点 検整備等による焼却炉停止時には、脱臭装置でごみピット内の空気を処理し臭気を除去しています。この際、ごみピット内の空気は常に脱臭装置に吸引され、ごみピット内を負圧に保つことで臭気が外部に漏れることのないように努めています。ブラットホームの出入口にエアーカーテンを設置しています。

1号煙突は不燃粗大ごみ処理施設の空気を胎臭して排出しています。2、3号煙突は焼却炉の排ガスを排出しています。

(3) 騒音・振動調査結果

①騒音調査

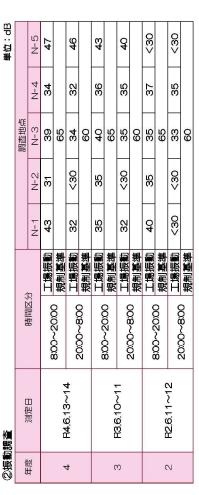
騒音規制法・振動規制法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での騒音・振動調査をした結果です。

单位:dB

| | N-5 | 29 | | 47 | | 43 | | 45 | | %E9 | | 23 | | 20 | | 52 | | 09 | | 20 | | 46 | | 22 | |
|--|--------------------|------|-------------|------|--------------------|------|-------------------|------|----------------|------------|-----------------|------|------------------|------|-----------------|------|------|------|-----------------|------|-------------|------|--------------------|------|------|
| | N-4 | 29 | | 44 | | 45 | | 45 | | 22 | | 44 | | 43 | | 45 | | 26 | | 54 | | 20 | | 52 | |
| 調查地点 | N-3 | 57 | 09 | 44 | 55 | 42 | 20 | 47 | 22 | 22 | 90 | 45 | 22 | 42 | 20 | 44 | 22 | 59 | 90 | 48 | 22 | 45 | 20 | 47 | 22 |
| | N-2 | 29 | | 52 | | 45 | | 51 | | 09 | | 46 | | 43 | | 48 | | 29 | | 49 | | 43 | | 49 | |
| | N-1 | 09 | | 52 | | 46 | | 51 | | 29 | | 51 | | 41 | | 51 | | 09 | | 54 | | 45 | | 51 | |
| | | 椥 | # | Hen | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 | 工場騒音 | 規制基準 |
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 時间区力 | | SOO~ZOO~ZOO | | 20:00~23:00 規制基準 | | 23:00~0:00 規制基準 | | 0.00~0.00 規制基準 | | 6.00~20.00 規制基準 | | 20:00~23:00 規制基準 | | 23:00~6:00 規制基準 | 日帰野工 | | | 6.00~20.00 規制基準 | 工場騒車 | \dashv | | Z3:00~0:00
規制基準 | | 規制基準 |
| | 湖보 日 명미소기 | | | | 20:00~23:00 | | | | | | | | Z0:00~Z3:00 | | | | | | | | 20:02-20:02 | | | | |

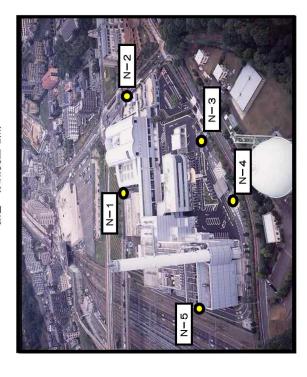
※令約3年度6月の測定で基準値を超過した。N-5地点は小田急電鉄の車庫と隣接しており、電車の空調音による影響があったと考えられる。(詳細はHP参照)

騒音対策:騒音の発生源となる機器(空気圧縮機)に防音杖(ウレダン素材:20mm)を施り、騒音レベルの低減を殴っています。騒音域となる機器は建物内に配置し、騒音が外部に清浅しないように配慮し、また、防音効果を高めるために壁面に妨音材(グラスウール:20mm)を施しています(機械凝別量)。



振動対策:振動の発生源となる機器(破砕機)に応振装置を施し、振動しくうの低減を殴ったご味は。来た、機器の土台がなる基礎は対立したものを施しました。また、振動泳のなる機器は運物内に配置し、振動が外部に漏さないよいに配慮しました。

騒音・振動調査地点

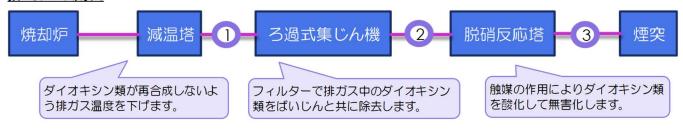


| 19.112 R845 R3712 R3101 R4111 R4425 R4711 R4103 R5110 R5110 R5110 R55110 R | 工場より排出されるダイオキシン類 年度 | 13475 | 37 | バイオキシン
令和2年度 | ンン類は年度 | | | | 3年度 | | | 命 | 単位:ng
令和4年度 | 単位:ng-TEQ/m ³ N
度 | |
|--|--|---|---------|-----------------|--------|----------|----------------|---|-----------------------|---------|---------|---------|--------------------|---------------------------------|----------------------|
| 株が年 000021 0000043 株が年 株が年 000008 0000042 株が年 000009 000009 株が年 000009 000009 株が年 000009 000009 株が年 000009 000009 株が年 000009 000009 株が年 000009 000 | R2.4.27 R2.7 | - R2.7.13 | 77 | R2.10.1 | | R3.1.12 | R3.4.5 | R37.12 | R3.10.1 | R4.1.11 | R4.4.25 | PA.7.11 | ++/x
R4.10.3 | R5.1.10 | |
| 1000000 | (本)字中 0.0015 0.0 | 0.0015 | | 0.000042 | CI. | 0.000042 | 休炉中 | 0.0021 | 0.000043 | 休炉中 | 休炉中 | 0.0008 | 0.000042 | 休炉中 | |
| 12 R345 R3712 R3101 R4111 R4425 R4771 R4103 R5110 13 R345 R3712 R3101 R4111 R4425 R4771 R4103 R5110 14 R345 R3712 R3101 R4111 R4425 R4771 R4103 R5110 15 R345 R3712 R3101 R4101 R4111 R4425 R4771 R4103 R5110 15 R345 R3712 R3101 R4103 R5110 15 R345 R3712 R3101 R4103 R5110 16 R4103 R5110 R4103 R5110 17 R4103 R5110 R4103 R5110 18 R4103 R5110 R4103 R5110 18 R4103 R5110 R4103 R5110 18 R4103 R5110 R4103 R5110 R4103 R5110 18 R4103 R5110 R4103 R5110 R4103 R5110 R4103 R5110 18 R4103 R5110 R4103 R5110 R4103 R5110 R4103 R5110 R4103 R41 | 3号炉 0.000042 休炉中 休炉中 | 休炉中 | | 休炉中 | | 休炉中 | 0.0030 | 休炉中 | 休炉中 | 0.00066 | 0.0012 | 休炉中 | 休炉中 | 0.00019 | |
| 12 R345 R3712 R3101 R4111 R4425 R4711 R4103 R5110 R4111 R4103 R5111 R4111 R41111 R4111 R4111 R41111 R411111 R41111 R41111 R41111 R41111 R41111 R41111 R4111 | | | | | | | | | | | | | 単位: | ng-TEQ/g | |
| 12 18345 183712 183101 184425 184711 184426 184103 185110 184111 184425 184103 1841 | 年度 令和2年度 | 令和2年度 | 令和2年度 | 2年度 | | | | 令和3 | 3年度 | | | 令和 | 4年度 | | |
| 18 株野中 000084 00043 株野中 株野中 00049 00049 株野中 00049 00049 12 12 12 12 12 12 12 | 測定日 R2.4.27 R2.7.13 R2.10.1 | R2.7.13 | | R2.10.1 | | R3.1.12 | R3.4.5 | R3.7.12 | R3.10.1 | R4.1.11 | R4.4.25 | R4.7.11 | R4.10.3 | R5.1.10 | |
| 1/10を大きく下回る 1/10を下回る 1/10を下 | 2号炉 休炉中 0.011 0.0065 | 0.011 0.0065 | 0.0065 | | | 0,0018 | 休炉中 | 0.0084 | 0.0043 | 休炉中 | 休炉中 | 0.0057 | 0,0049 | 休炉中 | |
| 第45 R37.12 R310.1 R4.1.11 R4.425 R47.11 R4.425 R4 | 3号炉 0.0080 休炉中 休炉中 | 休炉中休炉中 | 休炉中 | | | 休炉中 | 0.0055 | 休炉中 | 休炉中 | 0.043 | 0.0042 | 休炉中 | 休炉中 | 0.0038 | |
| 12 R345 R37.12 R310.1 R41.11 R44.25 R47.11 R44.03 R51.10 R41.11 R44.05 R47.11 R44.03 R51.10 R41.11 R44.05 R47.11 R44.03 R51.10 R47.02 R47.03 R47.02 R47.03 R47.0 | | | | | | | | | | | | | 単位: | pg-TEQ/L | |
| 12 | 年度 令和2年度 | 令和2年度 | 令和2年度 | 2年度 | | | | 令和3 | 3年度 | | | 令和 | 4年度 | | |
| (株地庫3ng-TEQ/gの) 0.11 0.00025 0.11 0.00025 0.15 (株地庫3ng-TEQ/Lの 1/10を大きく下回る 1/10を大きによる | 测定日 R2.4.27 R2.7.13 R2.10.1 R3.1 | . R2.7.13 R2.10.1 | R2.10.1 | | R3.1 | .12 | R3.4.5 | R3.7.12 | R3.10.1 | R4.1.11 | R4.4.25 | R4.7.11 | R4.10.3 | R5.1.10 | |
| 第4位
第4位
第4位
第4位
第4位
第4位
第4位
第4位 | 最終放流下桝 0.0035 0.0087 0.042 0.8 | 0.0035 0.0087 0.042 | 0.042 | | 9.0 | 88 | 0.00032 | 0.0067 | 0.000050 | 0.11 | 0.00025 | 0.0110 | 0.06200 | 0.15 | |
| #問題 3 mg - TE 公 kg の | 排ガス | | | | | | 無却灰 | | | | | F | K放流水 | : | |
| 10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.12日
10.1 | 規制値1ng-TEQ/m ³ nの
1/100を大きく下回る | 5-TEQ/m ³ Nの
大きく下回る) | | | | | 規制 1/1 | /個3ng-TE
 0 を大きく | 3/ <i>80</i>)
下□る | | | | 規制値10
1/10
を | юg-1EQ/LØ
F@る | |
| 1.0000 | | | | | | | / | | | | | | | | |
| 10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128
10128 | | | | | | J.3. | | | | | 1.00 | Q | | | |
| 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 22.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 21.1.28 | - 2号炉
- 3号炉 | | | | | 7.25 | - 2号版
- 3号版 | | | | 0.800 | | 大 | | |
| 724.28 101.28 21.1.68 21.1.68 34.68 101.148 101.28 101.128 101.128 21.1.68 101.128 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 21.1.68 | | | | | | 0.2 | | | | | 009:0 | 00 | | | |
| 21.7.58 | | | | | | 0.7 | | | | | 0.400 | 00 | | | |
| 21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29
21.1.29 | | | | | | -05 | | | | | 0.200 |
Q | ſ | | |
| | \$1,7,28
\$1,0,1,28
\$1,1,68
\$2,4,68
\$1,7,68
\$2,4,48
\$2,4,48
\$1,1,7,48
\$2,4,48
\$1,1,7,48
\$2,0,1,48 | 21.7.88
1.01.88
11.1.48
32.4.48
11.7.48 | 5.01.48 | | | 0 | 81.7.2A | 6.4.EA | 1.01.88 | 11.7.4A | | 7S.4.SA | S1.1.EA | 1.01.EA | [11.7.4A
E.01.4A |

排ガスの排出経路でのダイオキシン類測定結果と除去率

排ガスに含まれるダイオキシン類の除去効果から、設備の健全性を確認するため、各排ガス処理設備の前後で同時に測定し、ダイオキシン類の除去率を算出しています。

排ガスの流れ

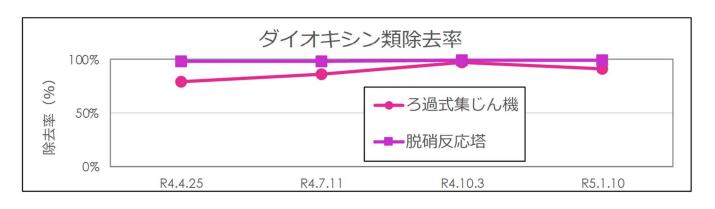


・・・測定地点

単位:ng-TEQ/m³N

| 測定炉 | 測定日 | ① 減温塔出口 | ② ろ過式
集じん機出口 | ③ 脱硝反応塔出口 |
|-----|---------|---------|-----------------|-----------|
| | R4.7.11 | 0.35 | 0.049 | 0.00081 |
| | 除去率(%) | _ | 86.0% | 98.3% |
| 2号炉 | R4.10.3 | 0.33 | 0.011 | 0.000042 |
| | 除去率(%) | | 96.7% | 99.6% |

| 3是临 | R4.4.25 | 0.29 | 0.062 | 0.0012 |
|-----|---------|------|-------|---------|
| | 除去率(%) | _ | 78.6% | 98.1% |
| 05% | R5.1.10 | 0.18 | 0.016 | 0.00019 |
| | 除去率(%) | _ | 91.1% | 98.8% |

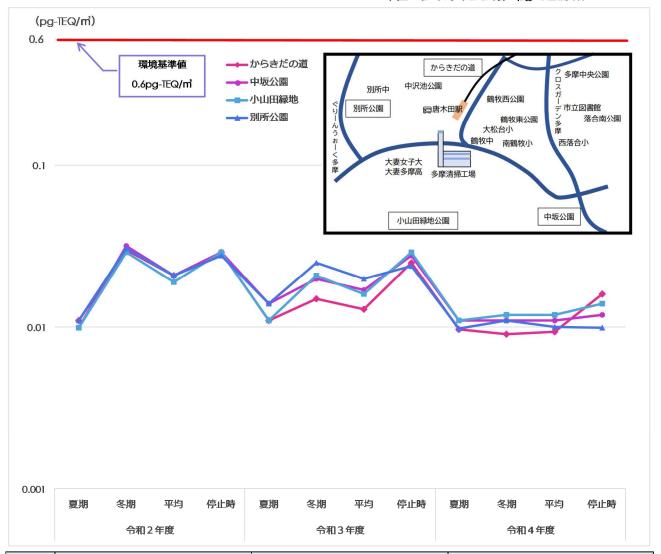


~ 測定結果のコメント ~

法令に基づいて工場から排出されるばい煙やダイオキシン類等の濃度等を測定しています。測定の結果は、いずれも法令の基準値やそれよりも低いISO14OO1で設定した自主規制運用値を下回っており、良好な運転管理を行っています。

(5) 大気中のダイオキシン類・SPM (浮遊粒子状物質)

単位:ダイオキシン類 pg-TEQ/m3



| 年度 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 夏期 | 冬期 | 平均 | 停止時 | 夏期 | 冬期 | 平均 | 停止時 | 夏期 | 冬期 | 平均 | 停止時 |
| からきだの | 0,011 | 0.030 | 0.021 | 0.029 | 0.011 | 0,015 | 0.013 | 0.025 | 0.0097 | 0,0091 | 0,0094 | 0,016 |
| 中坂公園 | 0.0099 | 0.032 | 0.021 | 0.029 | 0.014 | 0.020 | 0.017 | 0.028 | 0.011 | 0.011 | 0.011 | 0.012 |
| 小山田緑地 | 0,0099 | 0.029 | 0,019 | 0.029 | 0.011 | 0.021 | 0,016 | 0.029 | 0,011 | 0.012 | 0.012 | 0.014 |
| 別所公園 | 0,011 | 0,031 | 0,021 | 0,028 | 0.014 | 0,025 | 0,020 | 0.024 | 0,0098 | 0,011 | 0,010 | 0,0099 |

参考資料(年4回測定の平均値)

| 年 度 | 単位 | 八王子市片倉町局 | 町田市能ヶ谷町局 |
|-------|-----------|----------|----------|
| 令和2年度 | | 0.013 | 0.011 |
| 令和3年度 | pg-TEQ/m³ | 0.0097 | 0.011 |
| 令和4年度 | | 0.0094 | 0.0092 |

左表は、東京都環境局ホームページより一部抜粋したものです。また、抜粋個所は、構成市内の測定結果です。

コメント

平成14年12月1日の『ダイオキシン類対策特別措置法』の施行を境に、排出基準が厳しくなり大気中のダイオキシン類濃度は大幅に減少した。また、都内の環境大気中のダイオキシン類調査結果(令和3年度)と比較したところ、当工場の周辺大気のダイオキシン類濃度は高い傾向にあったが基準を大きく下回った。

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15m^3 体重を50kgと仮定し、大気からのダイオキシン類の暴露量を、令和4年度調査結果の平均値(最大) 0.012pg-TEQ/m^3 を用いて計算すると0.0036pg-TEQ/kg/Hとなる。これを 1 ダイオキシン類の耐容一日摂取量(70m^3)である4pg-TEQ/kg/Hと比較すると0.09%の寄与率だった。(2 令和3年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果は、0.44 pg7EQ/kg bw/Hであった。)

1「ダイオキシン類の耐容―日摂取量(TDI)について」(平成11年6月「環境庁」)

^{2「}令和3年度食品からのダイオキシン類―日摂取量調査結果」(令和4年12月「医薬生活衛生局 食品監視安全課」)

(6) 地球温暖化防止 CO₂排出量

地球温暖化対策計画書(総量削減義務)の対象外である中小規模事業所を対象に「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。使用するエネルギーが原油換算で年間3,000kL以上で提出することが義務づけられます。 この報告書を任意で提出しています。

1 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量(令和3年度の状況)

| 原油換算エネ | ネルギー使用量 (①=⑭×0.0258) | 1 | 409 | kl |
|--------|---|---|------|--|
| | 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量(②=⑮) | 2 | 799 | t |
| | 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に
伴って排出される二酸化炭素の量(③=⑥) | 3 | 8 | t |
| | 総 計(④=②+③) | 4 | 807 | t |
| | 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の延床面積当たりの量(⑤=②×1000/事業所等の延床面積) | 5 | 23.2 | kg-
CO ₂ /m ² |

2 二酸化炭素排出量等の内訳

| | | | | | | | | 二酸化炭 | 素排出量 |
|--------|------------------|------------------|-----------|-----------------|-------------|----------------|---------------------------------|---------------|---------------------------------|
| | 燃料等 | の種別 | 推計の
使用 | 単位 | 使用量⑥ | 係数
⑦ | 熱量
(GJ)
(B=(⑥
/1000)×⑦ | 排出
係数
⑨ | 排出量※1
(t)
⑩=⑧×⑨
×44/12 |
| 燃 | 都市ガス | | | Nm ³ | 115,664.3 | 45.00 | 5,204.9 | 0.0136 | 259.6 |
| 料料 | その他(灯油) | | | L | 547.0 | 36.70 | 20.1 | 0.0185 | 1.4 |
| 及 | その他(軽油) |) | | L | 7608.5 | 37.70 | 286.8 | 0.0187 | 19.7 |
| び
熱 | その他 () | | | L | 0.0 | | | | |
| 六代 | その他 () | | | | 0.0 | | | | |
| | 一般電気事業
者 からの買 | 昼間(8時~22
時) | | kWh | 0.0 | 9.97 | 0.0 | 0.4890 | 0.0 |
| 電気 | 電 | 夜間(22時~翌
日8時) | | kWh | 0.0 | 9.28 | 0.0 | 0.4890 | 0.0 |
| | その他の買電合を含む。) | (昼夜間不明の場 | | kWh | 1,060,494.0 | 9.76 | 10,350.4 | 0.4890 | 518.6 |
| 規則 | 則第5条の17第 | 3項の場合のみな | し値※2 | kWh | ① O.O | 9.76 | ①.0 | 0.4890 | (13) O.O |
| | | 合 計 | | | | | 15,862,2 | | 15 799.2 |
| その | 水道及び工業原 | 用水道 | | m ³ | 14,766.0 | | | 0.2660 | 3.9 |
| 他 | 公共下水道 | | | m ³ | 12,306.0 | | | 0.4000 | 4.9 |
| | | 合 計 | | - | | | | | 16 8.9 |

^{※1} 電気の使用、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴う二酸化炭素排出量は、⑩=(⑥/1,000)×⑨とする。

⑫=(⑪/電気のその他の買電(昼夜間不明の場合を含む。)の係数)×1,000 ⑬=(⑫/1,000)×⑨とする。

3 地球温暖化対策の実施状況

| | | | 重点対策 | | その他対策 |
|-----|-------------------|------|-----------------|------|-----------------|
| | | 対策番号 | 対策名 | 対策番号 | 対策名 |
| | | A201 | 地球温暖化対策の方針等の設定 | A202 | 温暖化対策推進担当の配置 |
| 4Ω4 | 単体生りの動性 | A205 | 取組内容や点検体制の定期的改善 | A203 | 具体的な取組目標と内容の設定 |
| 市出市 | は体制の整備 | A208 | 組織横断的な推進体制の整備 | A204 | 取組状況の点検体制の構築 |
| | | | | A206 | 所内の温室効果ガス排出量を集計 |
| ļ | カルギ ケの体 | B103 | 時間的に詳細に把握 | B101 | 自ら入手可能な情報に基づく把握 |
| | ネルギー等の使
犬況の 把握 | B106 | 過去のデータによる傾向の把握 | B104 | 設備ごとに詳細に把握 |
| Ę | べかしひ 161座 | B107 | 主要設備の使用状況の把握 | B105 | エネルギー使用量の前年度比較 |
| | | C105 | 昼休み時の消灯の実施 | C101 | 空室・不在時等のこまめな消灯 |
| | | C113 | 中間期における外気冷房の実施 | C106 | 冷暖房温度を都の推奨値へ変更 |
| | | C123 | 温湿度の適正管理 | C107 | 空調機スイッチに空調範囲を表示 |
| 省 | 運用対策 | C115 | 事務用機器を業務終了時に停止 | C108 | 温度計等による室温の把握と調整 |
| I | | C114 | 事務用機器を省エネモードに設定 | C109 | 空室・不在時等の空調停止 |
| ネ | | C901 | 4S (整理・整頓等) の実施 | C110 | 余熱利用による早めの空調停止 |
| ルギ | | C921 | 水質に適したブロー量の低減 | | |
| 1 | | D201 | ランプ等の定期的な清掃・交換 | D204 | 空調フィルターの清掃・点検 |
| 対 | 設備保守対策 | D205 | 換気フィルターの清掃・点検 | D211 | ボイラ等の定期点検の実施 |
| 策 | | D217 | ボイラ等の空気比の調整 | D216 | その他設備の定期的な保守・点検 |
| | | E203 | 高効率照明器具の採用(屋内) | E205 | 照明用人感センサの採用 |
| | 設備導入対策 | E225 | 蒸気バルブ等の断熱強化 | E211 | ポンプ・ファンのインバータ制御 |
| | | E221 | 更新に合わせた高効率機器の採用 | E235 | エレベータのインバータ制御 |

^{※2} ⑪=(都が指定する原単位×延床面積×事業所等の総稼働時間)/1,000

~温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について~

令和4年度の温室効果ガス算定排出量:26,298t-CO2

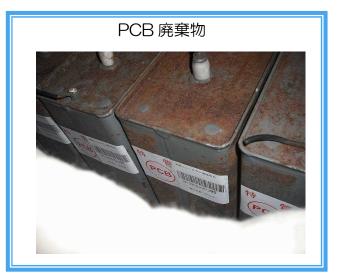
温室効果ガス:温対法により 6 種類のガスを温室効果ガスと定め、当工場の義務対象は、3,000t 以上の $CO_2 \cdot CH_4 \cdot N_2 O$ となります。

(7) PCB の保管

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基き、 平成29年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分の状況等を届出しています。

◆ 当工場は、平成29年11月に安定器とコンデンサ合わせて201台を適正に処理し、 現在保管はありません。平成17年度に「早期登録・調整協力割引料金を適用するPCB 廃棄物等」として登録された38台のコンデンサを平成22年7月に適正に処理しま した。また微量PCBを含む油を平成27年1月に適正に処理しました。

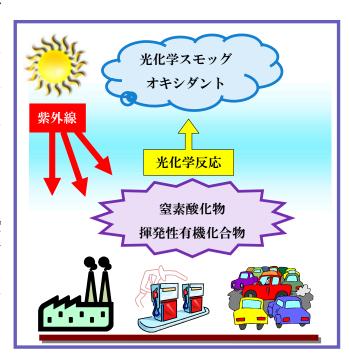




(8) 光化学スモッグ発生時の対応について 多摩清掃工場での対策は、光化学スモッグ の予報・注意報・警報が発令されると、段階に 応じて、光化学スモッグの原因物質である窒 素酸化物の排出削減に努めています。発令翌 日には、東京都環境局に削減措置の実施内容・ 削減量等を記載したものを報告し、確実な対 応で環境負荷の低減を図っています。

☆ 光化学スモッグとは???

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物)が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこすことにより生成する有害な光化学オキシダント(オゾンやアルデヒドなど)やエアロゾルが空中に停留し、スモッグ状になることです。



(9) アスベスト製品の取扱い

多摩清掃工場へ搬入される家庭からのアスベスト製品は、商品に含まれ固定化された非 飛散性のものだけです。各構成市が処理するまでの期間ドラム缶の中で適正に一時保管しています。また、平成 19 年度に、多摩清掃工場の敷地境界(4箇所)において、アスベストの測定を実施しましたが、測定結果は基準値を大きく下回る結果でした。

(10) 工場棟内の作業環境測定について

多摩清掃工場では、年に2回焼却棟と不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定を行っています。焼却棟では粉じんに含まれるダイオキシン類濃度を測定し、不燃・粗大ごみ処理棟では粉じん、等価騒音、特定化学物質などをそれぞれの作業場で測定しています。令和4年度の焼却棟の作業環境測定は、1回目・2回目共に第1管理区分*1となりましたが、不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定は、騒音が作業所の一部で第2管理区分*2となりました。

*1 第1管理区分:作業環境管理が適切に行われていると判断される状態

*2 第2管理区分:作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

(11) 放射能等測定結果について

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、多摩清掃工場の敷地境界及び排ガス、焼却灰(飛灰固化物・主灰)の測定をした結果です。排ガスについてはいずれも不検出でした。また、焼却灰(主灰・飛灰固化物)についても、国の定めた基準値8,000Bq/kgを下回る結果でした。令和4年10月から放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号により測定が免除されましたので、頻度を変更して測定しています。

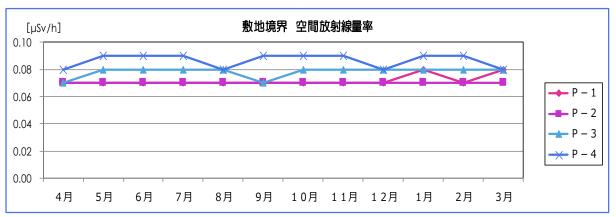
① 敷地境界における空間放射線量率測定

(単位: μSv/h)

| 測定地点 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| P-1 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.08 | 0.07 | 0.08 | 0.07 |
| P-2 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |
| P-3 | 0.07 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.07 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 |
| P-4 | 0.08 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 0.09 |

※ 週1回測定した結果の月平均値

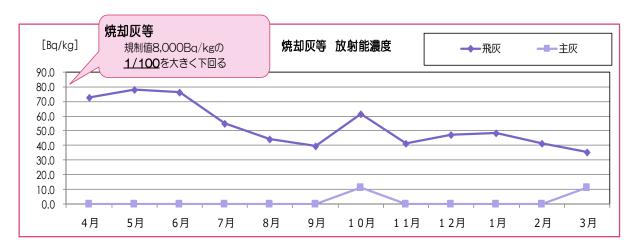
※ 測定地点については31ページの臭気調査結果の「臭気調査地点」と同じである。



② 放射能濃度測定結果

(単位:排ガス [Bq/m³N] 飛灰・主灰 [Bq/kg])

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 排ガス | 不検出 | ı | ı | ı | 不検出 | ı | _ |
| 飛灰 | 72.8 | 78.3 | 76.1 | 55.1 | 44.5 | 39.9 | 61.3 | 41.3 | 47.4 | 48.5 | 41.6 | 35.3 | 53.5 |
| 主灰 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 11.2 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 11.2 | 11.2 |



4. 発電

ごみの燃焼による熱を利用してボイラで高温高圧の蒸気を発生させます。この蒸気は工場の必要な箇所や近隣の施設で利用しています。また、蒸気を使った蒸気タービン発電機により工場では自家発電を行い工場内の動力や照明などに利用され、余った電力は電力会社に売却をしています。蒸気タービンとは蒸気のもつ熱エネルギーをタービン内で噴出・膨張させて羽根車を回し回転エネルギーに変換する装置です。蒸気タービンと減速機を介して、発電機は 1,500 回転/分で回転して最大8,000kWの電力を作り出すことができます。

令和4年度は、ごみ量の増加により焼却炉の運転時間が増加し、電力会社への売却収入が前年度より3%増加し約1億3,826万円となりました。令和4年度より多摩市と協力し「多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業」を開始しました。市役所本庁舎や小・中学校など45施設に電力を供給しています。



蒸気タービン開放点検



5. 熱の供給

多摩清掃工場に隣接している多摩市総合福祉 センターと多摩市立温水プール(アクアブルー多 摩)へ高温水で熱を供給しています。福祉センタ ーでは、空調や給湯に利用されています。

また、温水プールでは、プールの水温やシャワー等の昇温に使われています。供給した熱量は16,457GJで、約2,032世帯*が1年間使用する都市ガス量となります。



※「環境省 令和5年3月 令和3年度家庭部門のCO2 排出実態統計調査結果」の世帯当たりの年間エネルギー消費量(全国)より算出(16,457GJ/8.1GJ)

6. 環境負荷を減らす取り組み

多摩ニュータウン環境組合(多摩清掃工場)では、「地球にやさしい循環型社会」実現のため「環境方針」を策定し、平成15年3月に多摩地域の清掃工場として初めて環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

環境管理システムの効率的な運用と継続的改善を実行し、職員及び委託業者が一丸となって、地球にやさしい開かれた清掃工場を目指して、運用を行っています。

環境目標•実績

『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、環境法令等の遵守とともに、 以下の項目を実施しました。

◆令和4年度の取組状況

◇ 発生源の区分 : 順守義務

| 環境目標 | 実 施 状 況 | |
|------------------------|---------|--|
| 環境法令等(自主規制値含む)の規制値の遵守 | | |
| (大気、悪臭、灰、騒音、振動、水質、放射性物 | 全項目達成 | |
| 質) | | |

◇ 発生源の区分 : 著しい環境側面

| 環境目標 | 実 施 状 況 |
|-------------------------------|--------------|
| 余熱を継続的に供給し、CO2削減を図る(余熱供給停止日数O | 達成 |
| | (0日、削減量820t) |
| 発電効率の向上 | 実施(35%削減) |
| 照明をLED管に交換(18本/月・216本/年) | 実施(240本/年) |

◇ 発生源の区分 : 利害関係者のニーズ及び期待

| 環境目標 | 実 施 状 況 |
|-------------------------------|------------|
| 安全な構内通行を確保(安全な構内通行を確保する・対策実施) | 未実施 ※1 |
| 地球温暖化対策報告書の作成 | 実施 |
| 環境報告書の作成 | 実施 |
| 組合主催見学会の実施(煙突登りの実施) | 実施 |
| 地域連携事業実施(たまかんフェスタ) | 実施 |
| 毎月第4日曜日の一般家庭の粗大ごみ受付 | 実施(934件/年) |

※1 令和5年5月に実施。

◇ 発生源の区分 : 内部・外部の課題

| 環境目標 | 実 施 状 況 |
|--------------------------------|------------------------|
| 省エネルギー機器の導入(LED照明の効果的な使用方法の確認) | 実施(18%削減) |
| 資源・エネルギーの有効活用(多摩市への電力送電量の報告) | 実施(6,031,207kwh
/年) |

| 飛灰の削減(消石灰)(酸性ガスに有効的な消石灰の選定・実機テストの実施) | 実施(4品種目) |
|--------------------------------------|----------|
| 長期修繕計画の実施(令和5年度の防水工事の調査・設計) | 実施 |
| 構成市イベントへの参加 | 実施 ※2 |
| 地元協議会の設立(年1回以上開催) | 実施(2回/年) |
| 新たな情報発信の検討(LINEスタンプ年2回販売) | 実施(2回/年) |
| 契約制度の見直し | 継続 ※3 |
| 方針の決定(次期処理施設に係る検討) | 実施 |

- ※2 八王子市は、新型コロナウイルスの影響で中止。
- ※3 令和5年度に継続して実施。

◇ 発生源の区分 : 自然環境

| 環境目標 | 実 施 状 況 |
|------------------------------|------------|
| 食器リサイクル事業への理解推進(リサイクル陶土パーツづく | 実施(110個作成・ |
| りと活用) | フェスタにて活用) |

審査機関による定期審査の結果について

多摩ニュータウン環境組合(多摩清掃工場)の環境マネジメントシステムが、ISO14001:2015(JISQ14001)の要求事項に適合していて、かつ環境管理活動がシステムに沿って実施されているかを外部審査機関によって審査します。また、ここでは法規制が遵守されているかについても確認します。

令和5年2月20日から21日に株式会社日本環境認証機構によって定期審査が行われ、「改善の機会」」は2件、「不適合2」は0件、マネジメントシステム及びパフォーマンスの評価は以下のとおりの結果となりました。結果として、今回の定期審査において、環境マネジメントシステムは適切に管理され、有効に運用されていると判断されました。

今後、さらなる改善を行い、『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、より良い環境マネジメントシステムを構築していきます。

~審查機関所見総括(審查報告書抜粋)~

1 概要

経営者は前任者富澤様から小林様に令和4年4月1日に交代されております。前任者より引継がれた内容にくわえて、戦略的な方向性がより強く打ち出され3構成市と合意形成された「多摩ニュータウン環境組合中期経営計画」を基にリスク・機会を考慮したより未来の方向性を見つめた環境目標が作成され、業務に即して運用されております。

2 要点

a) 順守義務に関するプロセスの実施と有効性

貴組織の順守プロセスは適切かつ有効であることが確認できました。適用となる法の最新版の確認、 届出、監視・測定記録は詳細に管理されています。

b) 組織の状況から計画に至るプロセスの実施と有効性

外部・内部の課題、利害関係者の要求事項から、リスク及び機会の取り組み状況、著しい環境側面、 法的要求事項、多摩ニュータウン環境組合中期経営計画が考慮され環境目標が決められています。21 の目標となっています。達成期限や達成するための実施事項、結果の評価方法/結果だけでなく中期的 な目標を明確にすることを推奨します。

c) 内部監査プロセスの実施と有効性

令和4年8月30~31日に実施された内部監査は改善の余地の指摘5件、好事例3件でした。いずれも適切な指摘でした。監査のプログラムには経営者の意向や監査目的が明確になっておりました。是正回答では原因の深い追及と再発防止に力点を置き、審査後では当事者だけでなく他の受査部門にも広く伝え再発防止の対応をしていることを確認しました。

d) マネジメントレビューの実施と有効性

令和5年2月1日に実施されたマネジメントレビューは環境管理責任者から過去の活動状況が報告され、経営者からはその結果を踏まえ、加えてビジョン 2027 の策定や EMS と中期経営計画と連携すること、人事考課の目標管理や処遇のプロセスとの連携についても検討することが指示されています。

¹改善の機会:規格の要求事項に不適合とはいえないが、改善するとより良いシステムになるとされた事項。 ²不適合:要求事項を満たしていないこと。

定期審査の様子







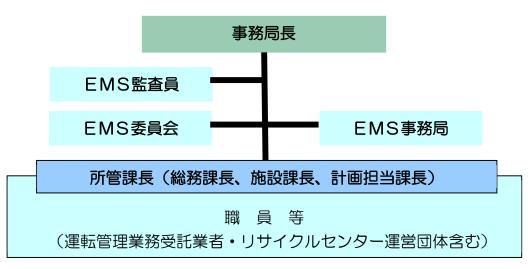
クロージングミーティング

審杏中

現場審査

7. 環境活動

ISO14001 の運用体制図



リスク及び機会への取り組み

自然環境、外部・内部の課題、利害関係者のニーズ及び期待、順守義務、環境側面についてリスクと機会を EMS 委員会で検討し、その管理方法を決定します。

環境教育・訓練

多摩清掃工場の EMS (環境マネジメントシステム)を適切に運用するため、職員等に対する環境に関する知識と能力の向上を目的に表-1 の環境教育及び訓練を行っています。

| 種類 | KEE | 本条な | 教育担当 | 教育・訓練の目的 | 教育・訓練の内容 |
|----------|--------|--|------------|---|--|
| 一般教育研修 | 来
慶 | 所 音韻 美員 等 員 等 員 等 員 等 員 余 | 所 管課 長各担当者 | 環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性を自覚させる。
作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響,及び各当の作業改善による環境上の利点を自覚させる。
人の作業改善による環境上の利点を自覚させる。
環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成す。
るための役割及び責任を自覚させる。
規定された運用手順から逸脱した際に予想される結果を
自覚させる。
環境に関連する法令についての概要を知らせる。 | EMSに規定する環境方針
環境目標及び環境目的の周知並びに環境保護に関する知識
の取得
環境マニュアル、要項・手順書の内容
廃棄物・リサイクル関係法令
環境関係法令概要 |
| | 継続 | 所管課長職員等 | 所管課長各種講師 | 環境マニュアル、要項、手順書の変更事項に対する研修 活地球温暖化防止の重要性を自覚させる。 - 工場運営に係る各種専門事項を習得し、各種業務に活か す。 | 環境マニュアル、要項、手順書の改訂版抜粋
地球温暖化対策に係る事項
工場運営に係る各種専門事項 |
| 専門教育研修 | | 著しい環境影響の原因と
なる可能性をもつ作業を
行う職員等 | 所管課長 | 特定業務等、著しい環境影響の原因となる可能性を持つ。
作業を行う職員に対する研修 | 大気汚染防止教育、水質汚濁防止教育、焼却灰等による汚染防止教育、悪臭防止教育、騒音・振動防止教育、測定機器校正教育、分析教育、毒物劇物管理教育、各課操作運用教育、地域連携事業実施教育 |
| 緊急事態対応訓練 | 川練 | 事故及び緊急時の状態に
おいて環境に著しい影響
を生じる可能性のある作
業を行う職員等 | 所管課長 | 環境方針の手順との適合、並びに緊急事態への準備及び
対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求(
事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させ
る。 | 緊急事態対応教育・訓練
①□設備故障対応 □薬品漏洩対応
②地震対応 ③火災対応 |
| 法定資格従事者 | 者研修 | 環境保全に係る法定資格
を必要とする者 | 有資格者 | 環境影響の原因となりうる業務に従事する職員等に対す。
る研修 | 真京都一種公害防止管理者、廃棄物処理施設技術管理者認
定講習、特定化学物質等作業主任者技能講習、危験物取扱
者保安講習、ダイオキシン類業務に係る特別教育、有機溶
剤作業主任者技能講習 |
| EMS監査員研修 | 樂 | EMS監査員の候補者
事務局 | 所管課長 | EMS監査員を養成するための教育を行う。 | EMS監査を行うために必要な知識の取得を図る。 |

表

8. 安全衛生などの取り組み

安全衛生推進委員会

多摩清掃工場の安全と衛生を確保し維持するため、労基法に準じて、安全衛生推 進委員会を定期的に開催しています。事務局長をはじめ各課長などを加え、必要 に応じて受託業者の安全衛生委員会と安全衛生協議会を組織して、充実した委員 会となっています。

安全衛生推進委員会の組織図



開催状況

令和4年度の安全衛生推進委員会の状況 (毎月1回-第二火曜日に開催) 定期的(7・1月)に作業環境測定を実施し、作業場の環境向上に役立てています。

| 月 | 全国的行事 | 環境組合活動 | 実施計画 | 実施日* | 評価 |
|---|----------------------|-----------------------------|---------------------|------|----|
| 4 | 春の交通安全運動
(4/6~15) | 春の交通安全運動に関わる啓発 | 構成市に依頼文送付 | 3月中 | 0 |
| | | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第1回) | 4/12 | 0 |
| | | 作業環境測定(偶数月・事務局) | 事務室 | 4/14 | 0 |
| | | 派遣対象者の安全衛生教育 | 酸欠防止・ダイオキシン類ばく露防止 | 4/11 | 0 |
| 4 | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | 4/25 | 0 |
| | | 安全衛生教育 | VR危険体感研修 | 4/26 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第2回) | 5/10 | 0 |
| 5 | _ | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | | × |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | | 安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会 | 協議会(第1回)・推進委員会(第3回) | 6/14 | 0 |
| | 全国安全週間 | 全国安全週間に関わる啓発 | ポスター・ワッペン等 | 期間中 | 0 |
| 6 | 準備期間
(6/1~30) | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | 6/30 | 0 |
| | | 作業環境測定(偶数月・事務局) | 事務室(照度測定) | 6/16 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | | 全国安全週間に関わる啓発 | 総括安全衛生管理者による訓示 | 7/1 | 0 |
| | | 王国女王週间に関わる合発 安全衛生協議会パトロール | 安全衛生協議会パトロール | 7/5 | 0 |
| | 全国安全週間
(7/1~7) | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第4回) | 7/12 | 0 |
| 7 | | 安全衛生教育 | 熱中症予防講習会 | 7/5 | 0 |
| | (1/1/-1) | 職員の健康管理 | 健康診断 | 7月中 | 0 |
| | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | 7/30 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | _ | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第5回) | 8/9 | 0 |
| 8 | | 作業環境測定(偶数月・事務局) | 事務室 | 8/10 | 0 |
| 0 | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | 8/30 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |

| | 全国労働衛生週間 | 安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会 | 協議会(第2回)・推進委員会(第6回) | 9/13 | 0 |
|-----|---------------------------|------------------------|----------------------|-------|---|
| 9 | 主国力倒闹工 <u></u> 园间
準備期間 | 秋の交通安全運動に関わる啓発 | 構成市に依頼文送付 | 9上旬 | 0 |
| | (9/1~30) | 全国労働衛生週間に関わる啓発 | ポスター・ワッペン等 | 期間中 | 0 |
| | 秋の交通安全運動
(9/21~30) | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | | X |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | 全国労働衛生週間 | | 総括安全衛生管理者による訓示 | 10/1 | 0 |
| | | 全国労働衛生週間に関わる啓発 | 安全衛生協議会パトロール | 10/4 | 0 |
| 40 | | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第7回) | 10/11 | 0 |
| 10 | (10/1~7) | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | | × |
| | | 作業環境測定(偶数月・事務局) | 事務室 | 10/21 | 0 |
| | l | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第8回) | 11/8 | 0 |
| 4.4 | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | | × |
| 11 | _ | 年末年始無災害運動に関わる啓発 | 構成市に依頼文送付 | 11月中旬 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | | | 総括安全衛生管理者による訓示 | 12/1 | 0 |
| | | 年末年始無災害運動に関わる啓発 | 安全衛生協議会パトロール | 12/6 | 0 |
| | | | ポスター・ワッペン等 | 期間中 | 0 |
| 12 | 年末年始無災害運動 | 安全衛生教育 | 救命講習(AED) | 12/6 | 0 |
| 12 | (12/1~) | 安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会 | 協議会(第3回)・推進委員会(第9回) | 12/13 | 0 |
| | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | 12/20 | 0 |
| | | 作業環境測定(偶数月•事務局) | 事務室(照度測定) | 1/6 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | 年末年始無災害運動
(~1/15) | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第10回) | 1/10 | 0 |
| 1 | | 令和5年度標語募集 | 事務局 | 1月中旬 | 0 |
| ' | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | | X |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | | 安全衛生推進委員会 | 定例会(第11回) | 2/7 | 0 |
| | | 令和5年度安全衛生推進計画表【案】 | 承認 | 2/7 | 0 |
| 2 | _ | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | | X |
| | | 作業環境測定(偶数月・事務局) | 事務室 | 2/17 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |
| | _ | 安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会 | 協議会(第4回)・推進委員会(第12回) | 3/7 | 0 |
| | | 令和5年度標語発表 | 表彰 | 3月中旬 | 0 |
| 3 | | 安全衛生教育 | 交通安全講習 | 3/7 | 0 |
| ٥ | | 安全衛生教育 | メンタルヘルス講習 | 3/14 | 0 |
| | | 安全衛生に関わる連絡等 | 安全衛生ニュース(事務局発行) | 3/15 | 0 |
| | | 労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等) | 朝のラジオ体操(自由参加) | 毎日 | 0 |

多摩清掃工場は、自主防災体制の充実、強化を図るため、多摩市内の各事業所を対象と した自衛消防操法大会に平成 11 年より参加しています。



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆前防訓練風景☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

消防計画・マニュアルによる訓練計画に基づき、令和4年11月22日には、東京消防 庁多摩消防署の指導のもと、多摩清掃工場関係職員が一丸となって、消防訓練を行いまし た。今回は消火器による消火訓練や煙体験ハウスによる煙体験訓練を行いました。



消防訓練



9. 中期経営計画ビジョン2022について

令和4年度は、『多摩ニュータウン環境組合中期経営計画「ビジョン2022」。(計画期間: 平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度))の最終年度にあたり、その達成に向けて、確実に取り組むとともに、効率的かつ効果的で、安定した工場運営を維持できるよう事務事業を展開しました。

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現に向けた目標

- 1 安全で安定的な循環型処理の推進
- 2 効率的・効果的な組合運営の推進
- 3 市民理解及び構成市との連携の推進
- 4 次期処理施設に係る検討

目標達成のための12の具体的な取組項目を設定・体系化し、予算・人材を計画的かつ効果的に活用しながら、多岐にわたる対応すべき課題の解決を目指すもので、令和14年度(2032年度)まで運転稼働が可能となった当工場を安定稼働させていくための取組みや次期処理施設に係る検討も含めた計画としています。

第3章 コミュニケーション



1. 環境情報の公開

(1) インターネットにホームページを開設しています。



ホームページ URL

https://www.tama-seisokojo.or.jp/

(2)排ガス状況表示盤

管理棟1階の環境組合事務室及びリサイクルセンターのロビーに炉内温度、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ばいじん濃度の計測データを示す電光掲示板があり、常時、現在の状況を知ることができます。



(3)環境情報コーナー

リサイクルセンターのロビーには、環境情報 を集めたコーナーを設置しています。環境に関 するわかりやすい提示物を備えています。



(4) たまかんニュース

年2回、38号(9月)66,000部、39号(1月)65,200部を発行しています。多摩ニュータウン環境組合からのお知らせや、環境測定情報、ごみに関する豆知識などを掲載した広報誌を発行し新聞折り込みしています。情報の積極的開示により、開かれた清掃工場を目指しています。



(5) 地元協議会

令和3年4月に自治会6団体・管理組合3団体・ 当組合から構成される地元協議会を発足し、周辺 地域住民と組合の相互理解を図り、「地域環境の保 全」「住民の安全・安心の確保」「ごみ処理施設の 円滑な運営」を推進しています。

令和4年度については令和4年8月21日(日)、 令和5年3月19日(日)に開催し、地元協議会 に対して工場の運営状況、各種測定結果、最新施 設の視察研修等について報告しています。



(6) たまかんニュース(地域版)

工場の近況等の情報を積極的に届けるため、清掃工場周辺の約3,300世帯へ環境組合職員が直接ポスティングを行っています。46号(令和4年12月)は、唐木田クリーンアップ作戦2022の参加者募集、煙突登りについて掲載しました。



2. 環境に関して寄せられた意見、要望等

令和4年4月~令和5年3月までの期間で、環境に関して寄せられた意見及び要望等はありませんでした。

3. 施設の見学

多摩清掃工場の施設見学について

多摩清掃工場の施設見学を行っています。施設見学の諸条件について以下のとおりとさせていただきます。 何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※見学をご希望の場合は必ず2週間前までに事前予約をお願いいたします。

1. 受け入れ人数等

【新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類で5類となっている期間】

- (1) 一般の見学について
 - ア 月曜日:原則10名を上限とします。また、1日1団体限定で受け入れます。
 - イ 火〜金曜日:原則1団体50人を上限とします。また、午前1団体、午後1団体で受け入れます
- (2) 構成市内(八王子市、町田市、多摩市) 小学校などの社会科見学について
 - ア 月曜日:原則10名を上限とします。また、1日1団体限定で受け入れます。
 - イ 火〜金曜日:原則1団体100人を上限(3クラス程度)とします。また、午前1団体、午後1団体で受け入れます。(4クラス以上の場合は午前2クラス、午後2クラスで受入れます)
- (3) 見学可能時間:9:30~16:30 (見学開始時間は15:00までとなります。)
- (4) 所要時間:約1時間45分

2. 対象

団体・個人の方を問わずお申込みいただけます。なお、構成市以外の方の見学や行政視察も受け付けています。

3. 感染予防対策

- (1) 見学の際、マスク着用については個人の判断になります。
- (2)発熱者(37.5℃以上)の方については、受け入れをお断りします。
- (3) 施設の定期的な消毒作業を実施しています。
- (4) 学校見学については見学用 DVD の貸出しや資料提供を積極的に行っています。
- (5)組合職員・委託職員に体調不良者が多いときは、見学の受入れを中止とする場合があります。 なお、見学の中止により生じた損失等については、当組合では補償いたしません。

4. 申込方法

多摩ニュータウン環境組合総務課(TEL:042-374-6331)までお電話でお申込みください。

5. その他

今後の感染状況に応じて、見学体制の変更または見学の受入れを中止する場合があります。

多摩清掃工場の取組や施設の概要を分かりやすく説明した見学者用パンフレットのデータや 多摩清掃工場の取組を、皆様に知っていただくための動画をホームページで公開しています! ぜひ一度ご覧ください。また、見学用 DVD の貸し出し及びパンフレットの提供も行っております。ご希望の方は、多摩ニュータウン環境組合総務課(TEL: 042-374-6331)までご連絡ください。

ホームページ URL:https://www.tama-seisokojo.or.jp/

令和4年度の見学者は、<u>総数 1,400 人</u>となりました。「煙突登りにチャレンジ」「たまかんフェスタ特別見学会」を含む人数となります。

主な内訳

| 団 体 | 団体数 | 人数 |
|----------|-----|-------|
| 小学校 | 19 | 897 |
| 一般(団体) | 8 | 139 |
| 一般(個人) | 12 | 40 |
| 自治体関係 | 6 | 175 |
| 煙突登り体験 | 15 | 66 |
| たまかんフェスタ | 4 | 83 |
| 合 計 | 64 | 1,400 |



コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンス の確保・消毒・換気・見学者の人数制限等を実施 令和4年4月~令和5年3月

4. 社会的活動

(1)煙突のぼりにチャレンジ

環境組合主催特別見学会として一般施設見学では入れない清掃工場の煙突登り体験を令和5年1月30日(月)から令和5年2月5日(土)に行いました。全7日間のイベントで合計66名の方が参加しました。昼間の見学会だけてなく、サンセット見学として 17時頃に煙突からの日の入りを見ていただきました。





(2) 唐木田クリーンアップ作戦2022

唐木田駅周辺の清掃活動を行いながら、地域の方々との交流を目的とした「唐木田クリーンアップ作戦」を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、代替イベントを開催しましたが、令和4年度は例年どおり実行委員会方式により、地域の方々や事業所と共同で開催しました。12月27日(火)に開催し、19団体、99人の方にご参加いただきました。







(3) 夏休みの施設開放イベント

毎年夏休みは、地域の子供を対象にこども清掃工場見学会を開催していましたが、令和 4年度からは常時見学受付をしているため、イベントでの見学は廃止としました。

(4)環境啓発活動

リサイクルセンターでは今年度、以下の教室、イベント等を実施しました。





《Tシャツぞうり教室》

伸縮性のあるTシャツを使って布ぞうりを作ります。



《多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ 2022》

多摩市主催の「エコ・フェスタ」に参加し、食器リサイクル等の展示をしました。



《手作りタイル》



有志のみなさんと一緒に リサイクル陶土とびんカレットでタイルを作り、コン クリートコンテナに貼りま した。

《さき織り体験教室》

織り機を使って布を織ります。バッグやポーチなどを作ったり、そのままテーブルセンターにして使うなど、いろいろと活用できます。



《大人のための工作教室》

おとなのための工作教室のひと こまです。センターにあるケヤキ の枝や木の実などを使いリースを 作りました。



《親子木工体験教室》

小学校4年生以上の子どもと保護者対象の教室です。家具の端材を利用して、ミニラックを作りました。



《くるくるカレンダー》

個人や事業所で不要となったカ レンダーや手帳の寄付してもら い、必要とする市民に使ってもら う取組みです。



《廃陶磁器製食器の回収》

八王子市・町田市・多摩市のご 家庭から発生する廃陶磁器製食器 を回収しています。回収した食器 は岐阜県土岐市にある粉砕工場に 運び、砂状にし、ふたたび食器を つくる原料の一部として使用され ます。



《こうさくの時間"工作"と"陶芸"》

こうさくの時間"工作"、こうさくの時間"陶芸"は事前申し込みなしで参加できる講座です。





《再利用品の販売》

多摩清掃工場に届いた粗大ごみ等を 清掃して販売しています。再利用品の 販売は、市民のリユース啓発として取 り組んでいます。



《YOU-YOU ボード》

譲ります/譲って下さい、の情報 交換用ボードを設置しています。八 王子市・町田市・多摩市に在住・在 勤・在学している方が掲示できま す。



《こども服頒布会(おさがり広場)》

着なくなったこども服を集めて、安 価または無料で提供する事業を開始し ました。

たまかんフェスタで集めたこども服 を対象にした頒布会を開催しました。



(5) 各種講座の開催実績

各種講座名と参加人数 (単位:人)

| | 生石と参加入数 | | | I | キロ・ハノ |
|-----|----------------|------|-----|--------------|-------|
| i | 講座名 | 参加者数 | | 講座名 | 参加者数 |
| 4月 | さき織 体験教室(4回) | 23 | 10月 | さき織体験教室(4回) | 24 |
| | お花の教室(2回) | 12 | | お花の教室(2回) | 21 |
| í | 電子工作サロン | 5 | | おとなのための工作教室 | 6 |
| | こうさくの時間"陶芸" | 4 | | Tシャツぞうり教室 | 4 |
| | こうさくの時間"工作" | 2 | | こどもとうげい教室 | 6 |
| 5月 | さき織 体験教室(4回) | 22 | | 電子工作サロン | 6 |
| | お花の教室(2回) | 11 | | こうさくの時間"陶芸" | 12 |
| | おとなのための工作教室 | 2 | | Re陶土マグネットづくり | 152 |
| 1 | 電子工作サロン | 5 | 11月 | さき織体験教室(4回) | 23 |
| | こうさくの時間"陶芸" | 3 | | お花の教室(2回) | 15 |
| | こうさくの時間"工作" | 4 | | おとなのための工作教室 | 6 |
| 6月 | さき織体験教室(4回) | 24 | | Tシャツぞうり教室 | 3 |
| | お花の教室(2回) | 13 | | 電子工作サロン | 6 |
| | おとなのための工作教室 | 3 | | こうさくの時間"陶芸" | 10 |
| - | Tシャツぞうり教室 | 1 | | こうさくの時間"工作" | 2 |
| ć | 電子工作サロン | 7 | 12月 | さき織体験教室(4回) | 24 |
| | こうさくの時間"陶芸" | 5 | | お花の教室(2回) | 19 |
| | こうさくの時間"工作" | 10 | | おとなのための工作教室 | 5 |
| 7月: | さき織体験教室(4回) | 20 | | Tシャツぞうり教室 | 2 |
| | お花の教室 | 7 | | 電子工作サロン | 6 |
| | おとなのための工作教室 | 3 | | こうさくの時間"陶芸" | 5 |
| - | Tシャツぞうり教室 | 2 | | こうさくの時間"工作" | 4 |
| í | 電子工作サロン | 5 | 1月 | さき織体験教室(4回) | 19 |
| | こうさくの時間"工作" | 10 | | お花の教室 | 6 |
| : | 夏休みこどもとうげい(2回) | 11 | | おとなのための工作教室 | 5 |
| : | | 17 | | Tシャツぞうり教室 | 2 |
| 8月 | さき織り体験教室(2回) | 12 | | 電子工作サロン | 6 |
| : | | 16 | | こうさくの時間"陶芸" | 9 |
| - | | 2 | 2月 | さき織体験教室(4回) | 21 |
| - | | 4 | | お花の教室(2回) | 11 |
| 9月 | さき織体験教室(4回) | 23 | | おとなのための工作教室 | 4 |
| |
お花の教室 | 5 | | こどもとうげい教室 | 8 |
| | おとなのための工作教室 | 3 | | 電子工作サロン | 5 |
| - |
Tシャツぞうり教室 | 2 | | こうさくの時間"陶芸" | 13 |
| 1 | 電子工作サロン | 6 | 3月 | さき織体験教室(4回) | 23 |
| | こうさくの時間"陶芸" | 8 | | お花の教室(2回) | 15 |
| | | | | 電子工作サロン | 7 |
| | | | | こうさくの時間"陶芸" | 10 |
| | | | | こうさくの時間"工作" | 2 |

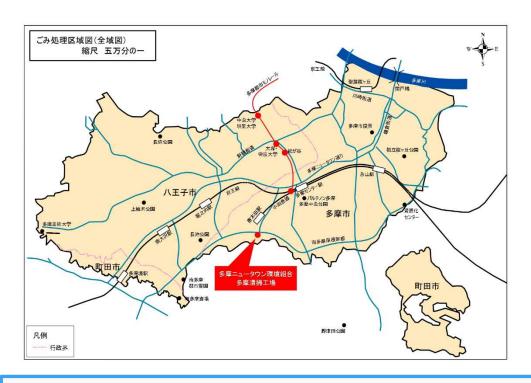
| 合計 | 119講座 | 839人 |
|----|-------|------|
|----|-------|------|

5. 多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ

| 昭和 43 年 10 月 | 東京都は清掃工場建設場所を多摩町落合棚原地区に内定 |
|------------------------|--|
| 昭和 43 年 11 月 | 東京都、建設計画を地元に提示 |
| 昭和 44 年 4 月 | 落合ごみ焼却場反対連合協議会、多摩町議会に設置反対の請願提出 |
| 昭和 44 年 6月 | 東京都、多摩町及び反対連合協議会間で地元要望を取り入れた覚書締結 |
| 昭和 44 年 11 月 | 関係市(八王子市、町田市、多摩市、稲城市)及び新住施行者間で、設置場所、規模、都市計画決
定等について覚書締結 |
| 昭和46年 7月 | 多摩清掃工場(第一期施設)建設着工 |
| 昭和 46 年 11 月 | 多摩市と新住施行者間で、清掃工場建設に伴う事業費の負担方法、負担額等について協定書締結 |
| 昭和 48 年 4 月 | 多摩清掃工場(第一期施設)竣工・稼動 300t/日(150t/日×2炉) |
| 昭和62年 3月 | 旧粗大ごみ処理施設(第一期施設)竣工・稼動 50t/5h |
| 平成 5年 4月 | 1日付で八王子市・町田市・多摩市で構成する多摩ニュータウン環境組合設立を都知事が認可 |
| 平成 6年 7月 | 焼却棟(第二期施設)建設着工 |
| 平成 10 年 3 月 | 焼却棟(第二期施設)竣工 400t/日(200t/日×2炉) |
| 平成 11 年 7月 | 不燃・粗大ごみ処理棟(第二期施設)及びリサイクルセンター建設着工 |
| 平成 12 年 2月 | 管理棟建設着工 |
| | 不燃・粗大ごみ処理施設(第二期施設)、リサイクルセンター、管理棟竣工・稼働 |
| 平成 14 年 3 月 | • 不燃系80 t / 5 h(40 t / 5 h×2系列) |
| | 粗大系10t/5h(5t/5h×2系列) |
| 平成 15 年 4月 | 町田市小山ヶ丘地区のごみ搬入開始 |
| 平成 16 年 10 月 | 家庭系ごみ有料化・戸別収集開始(八王子市) |
| 平成 17年 10月 | 家庭系ごみ有料化・戸別収集開始(町田市) |
| 平成 18年 7月 | 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設本格稼働 |
| 平成 19年 4月 ~24年 11月 | 調布市の可燃ごみ搬入(多摩地域ごみ処理広域支援体制) |
| 平成 20 年 4 月 | 家庭系ごみ有料化・プラスチック収集開始(多摩市) |
| 平成22年 7月 | 多摩川衛生組合の可燃ごみ搬入(多摩地域ごみ処理広域支援体制) |
| 平成 22 年 10 月 | 八王子市拡大区域の可燃ごみ搬入開始・プラスチック収集開始(八王子市) |
| 平成 23 年 12 月 | 小金井市の可燃ごみ搬入(多摩地域ごみ処理広域支援体制) |
| ~24年 3月 | |
| 平成 24 年 7月
~25 年 3月 | 東日本大震災で発生した宮城県女川町の災害廃棄物を搬入 |
| 平成 27年 4月 | - 不燃残渣の資源化(熱回収)による埋立「ゼロ」を実施 |
| 平成 28 年 4 月 | 町田市小山ヶ丘地区の事業系ごみ搬入開始 |
| 平成 28 年 6月 | 不燃ごみを八王子市・町田市の施設で応援処理(不燃施設改造工事に伴う施設の停止) |
| 平成 30 年 10 月 | 多摩ニュータウン環境組合設立 25 周年記念式典開催 |
| 令和 元 年 12月 | 町田市上小山田町山中地区からの粗大ごみ持込み受入れ開始 |
| 令和2年 4月
~10月 | 令和元年台風第 19 号で発生した宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れ |

| 令和2年12月 | 東京都知事より令和 4 年 4 月からのごみ処理区域再編にかかる多摩ニュータウン環境組合規約の変更許可が下りる |
|---------|---|
| 令和3年 2月 | 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理応援
(多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理支援) |
| 令和4年 2月 | 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理支援
(多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理支援) |
| 令和4年 3月 | 東京都と「災害時における施設使用等に関する協定」を締結 |
| 令和4年 4月 | 新たなごみ処理区域に変更 |
| 令和4年 4月 | 町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない町田市家庭系可燃ごみの処理支援開始 |
| 令和4年 4月 | 多摩清掃工場で発電した CO2 排出ゼロ電力を多摩市内の公共施設へ供給する電力の地産地消事業開始 |

• 案内図



環境報告書2023

令和5年10月発行

編集•発行

多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場 〒206-0035

東京都多摩市唐木田二丁目 1 番地 1

TEL 042-374-6331

FAX 042-337-5061

E-mail <u>info@tama-seisokojo.or.jp</u>

この「環境報告書」はホームページに掲載しています!

ホームページ https://www.tama-seisokojo.or.jp/

みなさまのご意見・ご感想をお聞かせください

「多摩清掃工場 環境報告書」をお読みいただきありがとうございました。まだまだ内容が不十分な点も多いかと思います。

つきましては、みなさまの貴重なご意見・ご感想を今後の報告書作成の参考にさせていただきたいと思います。お手数ですが、本紙をご記入の上、下記までお送りいただきますようお願いいたします。

多摩清掃工場 施設課あて FAX: 042-337-5061

| 1. | 本報告書をどちらでお知りになりましたか。 |
|-------------|-------------------------------------|
| ;
;
; | |
| Ĺ | · |
| 2. | 本報告書をお読みになって、感想はいかがですか。 |
| | (1) わかりやすい (2)普通 (3)わかりにくい |
| 3. | 本報告書の内容について、感想はいかがですか。 |
| | (1)充実している (2)普通 (3)ものたりない |
| 4. | 本報告書の内容について、お気づきの点がありましたらご記入ください。 |
| - | |
| 5. | 本工場の環境配慮の取組について、ご感想はいかがですか。 |
| | (1)かなり評価できる (2)評価できる (3)普通 |
| | (4)あまり評価できない (5)評価できない |
| 6. | その他自由なご意見・ご感想などございましたらお聞かせください。 |
| 1 | |
| | |
| i
! | |
| | |
| | 協力ありがとうございました。差し支えなければ以下にもご記入ください。 |
| | 名前 ご連絡先電話番号 |
| お | 立場 1 近隣に在住 2 行政関係 3 企業の環境担当者 4 その他 |